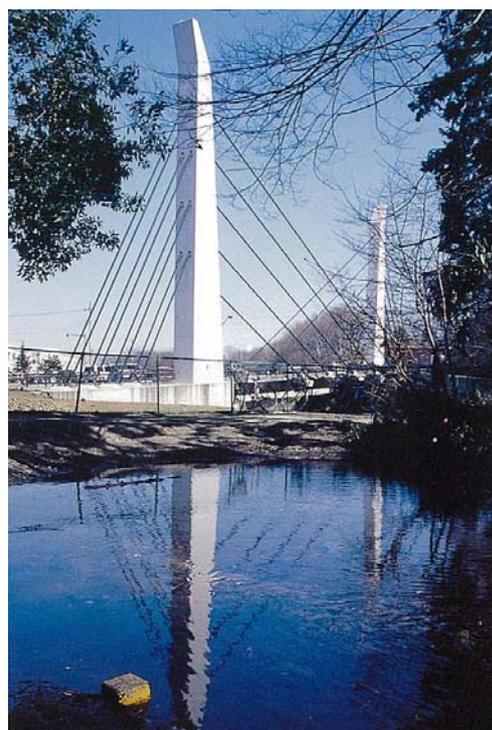
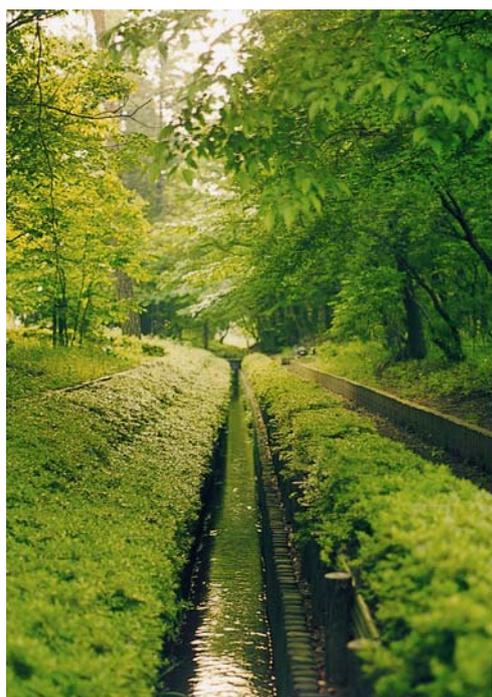


新座市景観づくりビジョン

雑木林とせせらぎのある
美しく個性あるふるさと新座の景観づくり



平成 20 年 3 月
新 座 市



発刊にあたって

平成20年 3月

新座市長 須田 健治

現在、人々のまちへの関心は、身近な生活環境や居住環境の質に向けられています。人によってイメージは異なりますが、誰もが生活していく上で、快適で潤いのある、住み心地のいいまちを求めていることに変わりはありませんので、このようなまちにするために今、まちの表情を豊かにする景観づくりの重要性がうたわれてきています。

景観とは、私たちが目にし、感じることでできるまちや地域の表情を意味しています。美しい、優れた景観は、地域全体のイメージを向上させ、住み続けたいと思う気持ちが高まるなど、市民のまちへの愛着を育みます。

本市には、平林寺境内林をはじめとする武蔵野の雑木林、柳瀬川や黒目川などの河川や広々とした畑など豊かな自然に恵まれた風景があります。また一方では、平林寺、野火止用水周辺など歴史と伝統を受け継ぐまちなみや低層の住みよい環境を有する住宅地、また駅前の商業地にあるまちなみ景観があります。

私たちは、これらのかけがえのない市民共有の景観資源を守り、育て、創出し次の世代に継承していく責務があります。

そこで、本市では、良好な景観の形成を図るため、市の景観づくりのマスタープランとなる新座市景観づくりビジョンを策定しました。

このビジョンは、景観緑三法の制定及び改正を受け、市の総合振興計画や都市計画マスタープラン等の関係計画と整合させる中で策定し、本市における総合的な景観づくりの方針を示しています。

ビジョンの策定に当たりましては、景観に関する基礎的調査などを行い、また、市民と行政のパートナーシップを重視したワークショップ方式を取り入れて、市の景観の現状や課題点などを整理し、その後、庁内検討委員会や新座市景観づくりビジョン策定委員会の皆様から出された様々な御意見等を踏まえて策定しました。

特に、雑木林とせせらぎのあるまちづくりを目指して観光都市にいざづくりを推進している本市にとりまして、このビジョンによる計画的な景観形成は大変重要なものとなります。

今後は、ビジョンに掲げた景観づくりの方針を計画的に推進していくことにより、ビジョンの中で掲げた基本理念である雑木林とせせらぎのある「住んでよし、訪れてよし」の美しく個性あるふるさと新座の景観づくりを進め、これを継承して参りたいと思いますので、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、ビジョンの策定に当たりまして、貴重な御意見、御提言をいただきました新座市景観づくりビジョン策定委員会の皆様をはじめ、御協力をいただきました多くの皆様方に心から厚く御礼を申し上げます。

目次		
はじめに		
1	景観とは	1
2	景観づくりの必要性	1
3	新座市景観づくりビジョンの策定の趣旨	1
3-1	背景	1
3-2	新座市における景観づくりへの取組	3
3-3	ビジョン策定の趣旨	3
3-4	ビジョンの位置付け	4
3-5	ビジョンの見直し	4
3-6	ビジョンの構成	5
第1章	新座市の景観特性と課題	
1	新座市の景観の成り立ち	6
2	景観要素と特性	6
(1)	自然景観	6
(2)	歴史と文化の景観	7
(3)	まちなみ景観	8
3	景観づくりの問題点と課題	14
第2章	景観づくりの基本理念と目標	
1	基本理念	16
2	基本目標	16
第3章	景観づくりの基本方針	
1	基本方針の体系	17
2	骨格的な景観要素の位置付け	17
3	自然景観	20
3-1	緑地の景観	20
3-2	河川の景観	20
3-3	農地の景観	21
4	歴史と文化の景観	21
5	まちなみ景観	22
5-1	道路の景観	22
5-2	住宅地の景観	23
5-3	駅前・商業地の景観	23
5-4	まちかどの景観	25
5-5	工場の景観	26
5-6	公共施設の景観	26
第4章	地域の特性を生かした景観づくり	
1	住宅市街地ゾーン	27
2	平林寺・野火止用水周辺ゾーン	31
3	駅前商業地ゾーン	32
4	幹線道路沿道ゾーン	34
5	農地・緑地と住宅地ゾーン	35
6	河川沿いゾーン	36
第5章	景観づくりを推進するために	
1	(仮称)新座市景観条例の制定	41
2	景観法等を活用した景観づくり	42
2-1	景観法を活用した景観づくり	42
2-2	諸制度を活用した景観づくり	42
3	市民・地域の景観づくり活動の推進・支援	44
4	庁内体制の確立	46
資料編		
1	上位計画等における景観の位置付け	47
2	新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会設置要綱	56
3	新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会委員名簿	57
4	新座市景観づくりビジョン策定委員会設置要綱	58
5	新座市景観づくりビジョン策定委員会委員名簿	59
6	新座市景観づくりビジョン策定の経緯(概要)	60
用語解説		61

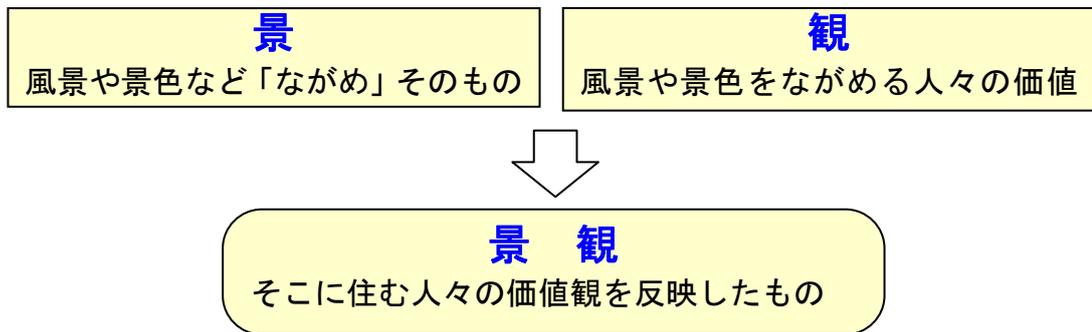
はじめに

1 景観とは

景観とは、建物やまちなみ、道路、木々の緑など、私たちが日頃目にしているまちの様子であり、「風景」と呼んでいるもののことで、人々の価値観を反映したものです。それぞれの土地の歴史や文化、風土、自然を背景に特有の景観が生まれます。

美しい、優れた「景観」は、都市全体のイメージを向上させ、住み続けたいと思う気持ちが高まるなど、市民のまちへの愛着を育みます。

また、まちの魅力が高まることで、そこに訪れる人々が増え、地域社会の活性化にもつながります。この景観は、短期間に完成されるものではなく、永い時間の流れの中で、人々が守り、育てることによって、徐々に作りあげられるものです。



2 景観づくりの必要性

これまでのまちづくりは、急速な都市化に対応するための道路や下水道といった都市基盤や生活環境の機能的な側面の充実に重点が置かれてきましたが、近年は、“ゆとり”や“うるおい”といった身近な生活の質を高めることに関心が向けられ、まちづくりにおける景観づくりが重要な課題となっています。

どんなまちにも誇るべき景色や歴史、文化が隠れています。このようなまちの表情ともいえる景観を見出して、時間の経過とともに暮らしの深い味わいが感じられるような“誇りや愛着がもてる景観”として守り育てるとともに、まちの表情を豊かにする魅力のある景観を創造して、次世代に手渡していくことが私たちの責務です。

3 新座市景観づくりビジョンの策定の趣旨

3-1 背景

(1) 景観法の制定

国においては、平成15年に「美しい国づくり政策大綱」や「観光立国行動計画」が定められるなど、良好な景観形成が国政の重要課題として位置付けられるとともに、景観に関する我が国で初めての総合的な法律である景観法が平成16年12月に施行されました。これまで、景観に関する自主条例が全国約500の地方自治体で制定されてきましたが、自主条例のため指導・勧告等の行政指導に限界がありました。

そこで、景観法では、景観を整備・保全するための基本理念や国民・事業者・

行政の責務が明確化されるとともに、次のとおり景観形成のための行為規制を行う仕組みや景観形成のための支援措置が創設されました。

① 景観形成の理念（景観法第2条要約）

- ア 良好な景観は、現在及び将来における国民共有の資産である。
- イ 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下に、これらが調和した土地利用がなされる必要がある。
- ウ 地域の個性を伸ばすよう多用な景観形成が図られなければならない。
- エ 景観形成は、観光や地域活性化に大きな役割を担うことから、住民、事業者及び地方公共団体の協働により進められなければならない。
- オ 景観形成は、良好な景観形成の保全のみならず、新たな創出も含むものである。

② 景観行政団体による景観計画の策定

- ア 県・政令指定都市・中核市は、自動的に景観行政団体になります。その他の市町村は、都道府県との協議・同意により、景観行政団体になることができます。
- イ 景観行政団体は、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要がある区域（景観計画区域）において、景観計画を定めることができます。

③ 行為の規制

- ア 景観計画区域内における建築物の建築等について、届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行います。
- イ 建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることにより、変更命令が可能です。
- ウ 都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地域について、建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などの必要な規制を「景観地区」として指定できます。（必須事項：建築物のデザイン・色彩の制限、選択事項：建築物の高さ、壁面の位置、敷地面積の制限）

④ その他の仕組み

- ア 景観上重要な建築物・工作物・樹木について、景観重要建造物・景観重要樹木として指定でき、現状変更の規制等により積極的な保全を図ることができます。
- イ 道路、河川、都市公園等の景観上重要な公共施設を、景観重要公共施設として景観計画に位置付けて、公共施設の整備を行うこととなります。例えば、景観計画に位置付けられた景観重要道路を、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」に指定し、その整備が促進されます。
- ウ 景観行政団体になった市町村は、屋外広告物条例を定めることができます。

(2) 観光都市にいざビジョン

本市では首都近郊にありながら、緑豊かで野火止用水や平林寺などの歴史的文化資産も多く残っているという市の特性を生かし、市全域を観光都市として発展させ、地域再生を推進することを目的として、平成16年に地域再生計画「観光

都市にいざ・雑木林とせせらぎのあるまちづくり」を策定し、国の認定を受けました。そして、観光都市にいざづくりの指針となる「観光都市にいざビジョン」及びその実施計画である「観光都市にいざづくりアクションプラン」を策定し、本ビジョン等に基づき、まちづくりの柱の1つとして、「住んでよし・訪れてよし」と多くの人たちに共感していただけるような観光都市にいざづくりを進めています。

今後、観光都市にいざづくりを進める上で、景観づくりの視点が不可欠で重要な要素となります。

(3) 重要文化的景観保護制度

景観法の制定に伴い文化財保護法が改正され、重要文化的景観保護制度が創設されました。都道府県又は市町村の申出に基づき、景観法に定める景観計画区域又は景観地区にある文化的景観のうち、文化財としての価値に照らし、特に重要なものを「重要文化的景観」として国が選定できることになりました。

市では、歴史的文化資産である野火止用水を中心とする景観を重要文化的景観と捉え、将来にわたり保存していくために、重要文化的景観の選定に向け、現在野火止用水文化的景観保存計画の策定に向けた取組を行っています。

3-2 新座市における景観づくりへの取組

市では、武蔵野の面影を残す緑豊かな自然環境やまちなみなどを生かした良好な景観づくりを総合的、計画的に推進するため、基礎的調査や市民参加のワークショップによる景観づくりに向けた検討を進めてきました。

- 平成14年度 基礎的調査を実施し、以下について検討（新座市景観形成基本計画報告書）
 - ・ 景観形成の考え方
 - ・ 景観特性
 - ・ 景観形成の方向性
- 平成15～16年度 ワークショップ
 - ・ 計画策定や方策検討のための基礎的な資料の作成
 - ・ 新座市の景観の良さ（特性）、問題点の抽出
 - ・ 景観マップづくり
 - ・ 市民・事業者・市の役割や今後の取組の検討



ワークショップ

3-3 ビジョン策定の趣旨

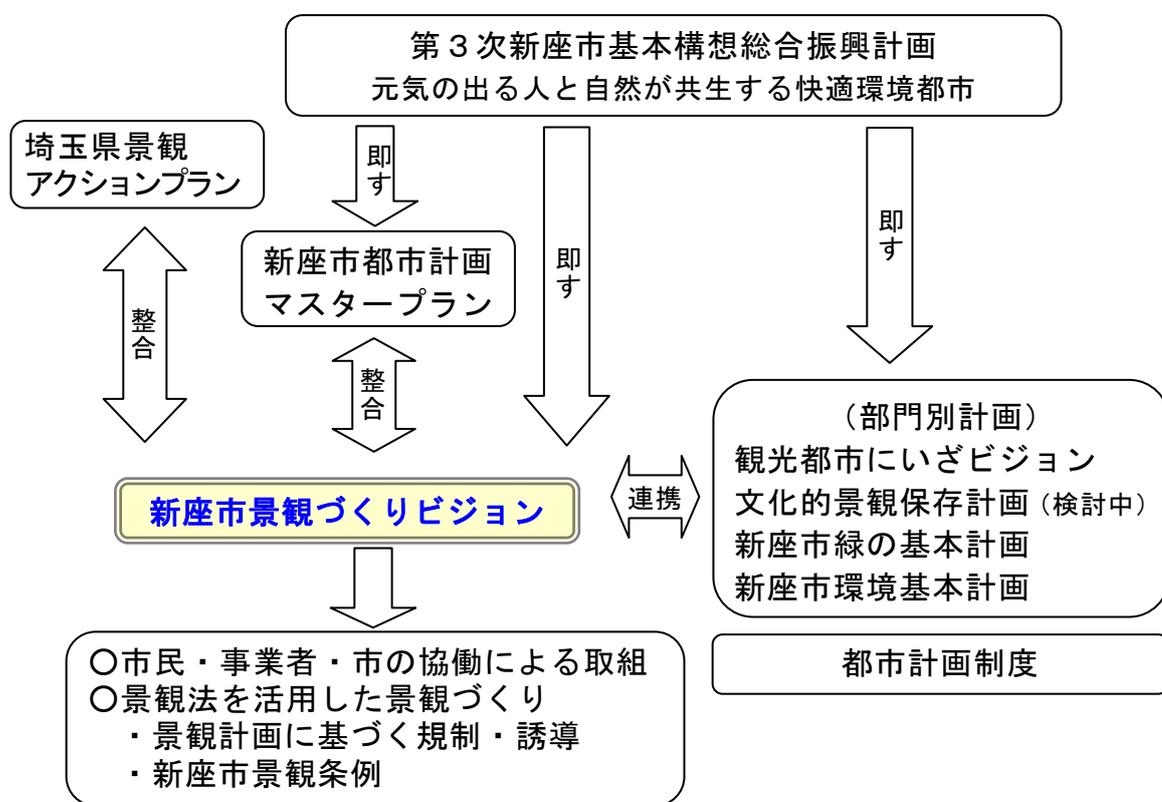
本市は、武蔵野の面影を残す緑豊かな自然環境に恵まれた首都近郊の生活利便性の高い住宅都市として発展してきました。近年、心の豊かさや精神的なゆとりが一層重視されるようになり、都市空間についてもうるおいやゆとりのある魅力的な景観づくりが求められるようになっていきます。また、これからは、まちの個性や特性を生かしながら、魅力的な景観づくりを進め、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。景観づくりを進めるには、そのビジョンを明確にし、様々な施策を景観の観点から総合的・計画的に展開していく必要があります。市民や事業者にお

いても美しい景観づくりを意識し、日々の取組や活動の中で、その実現に努めることが求められます。

本ビジョンは、本市における景観づくりの考え方を明らかにするとともに、その実現に向けて市民・事業者と市の協働による景観づくり活動の指針とすることを目的に景観づくりのマスタープラン的な位置付けで策定するものです。

なお、本ビジョンは景観行政の総合的な指針となるものであり、「第3次新座市基本構想総合振興計画」に即し、「新座市都市計画マスタープラン」及び「埼玉県景観アクションプラン」との整合、「観光都市にいざビジョン」等との連携を図りながら策定します。

3-4 ビジョンの位置付け



※ 上位計画等における景観の位置付けは、資料編（47ページ）を参照

3-5 ビジョンの見直し

今後の社会経済情勢の変化に応じ、必要な見直しを行う。

3-6 ビジョンの構成

新座市景観づくりビジョンは、景観づくりの「基本事項の整理」、市域全体を対象とする「全体計画」、地域ごとの「ゾーン別の計画」、これらを推進し、実現するための考え方などを示した「実現化方策」で構成しています。

【景観づくりの基本事項の整理】

第1章 新座市の景観特性と課題

景観づくりの手がかりとなる基本要素の成り立ちや特性をまとめ、これらを踏まえて、これまでの問題と今後の課題などを明らかにします。



【全体計画】

第2章 景観づくりの基本理念と目標

景観づくりを進めるための基本理念と基本目標を定めます。



第3章 景観づくりの基本方針

骨格となる景観要素の位置付けと基本方針を定めます。

(要素別の景観づくりの基本方針)

景観を構成する要素別に景観づくりの方針を定めます。

- 1 自然景観
- 2 歴史と文化の景観
- 3 まちなみ景観

【ゾーン別の計画】

第4章 地域の特性を生かした景観づくり

市内を6つのゾーンに区分し、地域ごとの景観づくりの進め方を定めます。

- 1 住宅市街地ゾーン
- 2 平林寺・野火止用水周辺ゾーン
- 3 駅前商業地ゾーン
- 4 幹線道路沿道ゾーン
- 5 農地・緑地と住宅地ゾーン
- 6 河川沿いゾーン

【実現化方策】

第5章 景観づくりを推進するために

景観づくりの推進に向けた様々な具体的な取組や方策を定めます。

第1章 新座市の景観特性と課題

1 新座市の景観の成り立ち

(1) 地形の成り立ち

本市は埼玉県最南端にあり、東京都心から約25km圏に位置し、東西約7km、南北8km、総面積22.80km²を有しています。東は朝霞市に接し、南は東京都練馬区、西東京市及び東久留米市、西は東京都清瀬市及び所沢市、北は入間郡三芳町及び志木市に接しています。

本市の景観の背景となる特徴は、地形的には北の柳瀬川と南の黒目川による低地と中央部の野火止台地といわれる高台からなり、台地の中央を南西から北東に玉川上水の分水となる野火止用水が流れており、起伏に富んだ地形となっています。昔から人々が暮らす新座は、宿場や交通の要所として栄え、時代の流れとともに大きく発展してきました。



野火止の台地

武蔵野の面影を今も残す緑多い野火止台地のほぼ中央に臨済宗の名刹平林寺があり、約43haに及ぶその広大な敷地は、大部分がマツ、クヌギ、ナラなどの雑木林です。それらの雑木林は、昭和43年に国の天然記念物に指定された境内林であり、首都圏には珍しい静寂に包まれた自然の宝庫となっています。

(2) 歴史的成り立ち

歴史的には、「新座市」という名前は、かつての「新座郡」に由来しており、この「新座郡」という名前は奈良時代に、この地に新羅（朝鮮半島）から僧や尼が移住してきて「新羅郡」をつくったことに端を発しています。その後「新座郡」は、江戸時代の野火止用水や川越街道の整備、平林寺の移転等を経て「肥沃な農村地帯」として発展してきました。明治期に入ると、多くの村が合併して「大和田町」と「片山村」の2つとなり、さらに昭和30年3月にはこの2つの町村が合併して「新座町」が誕生しました。その後、昭和45年11月に県下で30番目の市として市政を施行しました。

(3) 都市の成り立ち

昭和40年代に高度経済成長期の中で、東京都心に隣接する地理的条件などから、首都近郊のベッドタウンとして急速な人口増加を経験しました。この人口増加時において、主に市の北部と南部を通る東武東上線と西武池袋線の駅周辺を中心として市街化が進んだため、現在でも市の中心部に多くの緑が残され、これらの豊かな自然環境が本市の最大の魅力と特徴的な景観をつくりだしています。

2 景観要素と特性

本市の成り立ちの中からはぐくまれてきた景観を構成する基本要素を抽出し、それぞれの景観特性を整理します。

(1) 自然景観

本市には、平林寺境内林を始めとするまとまりのある雑木林や斜面林、農地、河川などによる特徴的な景観が形成されています。

① 緑の景観

ア 雑木林の緑

本市の緑を最も特色付けているのが武蔵野の面影を残す雑木林です。大規模な雑木林として、平林寺境内林及びその周辺が代表的存在ですが、その他にも市内には、多くのまとまりある雑木林が存在しています。これらは、いずれも先人によって守られてきたもので、かつては、薪や堆肥などに使用され、地域の生活を支えてきました。これらの雑木林が緑の景観として特徴的な景観をつくっています。

(代表的な景観) 平林寺境内林、妙音沢特別緑地保全地区、河岸段丘沿いの斜面林



平林寺境内林

イ 水辺の緑

本市には、黒目川、柳瀬川や野火止用水が流れていますが、これらの河川・用水沿いの緑が豊富で、水辺の緑も特徴的な景観をつくっています。

(代表的な景観) 本多緑道、野火止緑道

ウ まちなかに点在する緑

まちなかには、旧川越街道沿いの屋敷林を始め、巨木や古木も見られ、地域の景観木となっています。

② 河川の景観

柳瀬川や黒目川は、開放感あふれる空間であり、人々の安らぎや憩いの場、自然環境に触れ合う場として親しまれています。また、両河川沿いは、連続性のある遊歩道が整備され、特に、柳瀬川に架かるふれあい橋(歩行者・自転車専用)を中心とする堤沿いや黒目川に架かる市場坂橋(斜張橋)は見晴らしがよく、まちの広がりを眺めることができる眺望点となっています。

③ 農地の景観

市の過半を占める野火止台地に広がる畑地は、宅地化の進行で減少していますが、市街地の中には生産緑地も多く存在し、野菜を中心に耕作されるなど、このような農地景観も市の特徴となっています。

(代表的な景観) 菅沢、野火止の短冊状の畑

(2) 歴史と文化の景観

市には、平林寺を始め、歴史と文化を伝える多くの史跡や社寺仏閣、睡足軒などの歴史的建造物などの景観資源が残されています。

① 平林寺

関東地方で名高い古刹の1つで、今から約600年前、岩槻(さいたま市)に大田備中守が創建し、その後、江戸前期に川越藩主、松平信綱・輝綱父子によって野火止の地に移されました。寺域一帯は、野火止塚や松平家の墓所などの文化財を始め、天然記念物の平林寺境内林など、武蔵野の面影を色濃く残しています。



平林寺近郊緑地保全地区

② 野火止用水

野火止用水は、承応4年（1655）に当時の川越藩主であった松平伊豆守信綱が家臣安松金右衛門に命じ、玉川上水から分水し開削した用水路で、300年以上の間、野火止用水沿いの住民に飲料水として利用されてきました。小平から新河岸川に至る全長約24kmの用水で、玉川上水の分水（33か所）の中では最古、最大の用水です。昭和48年の止水により用水としての機能は失われましたが、近年の野火止用水清流対策事業等により、以前の姿を取り戻しつつあります。

③ 社寺仏閣や史跡、歴史的建造物

市内には、満行寺、法台寺、普光明寺、武野神社などの古い歴史を持つ寺社や由緒ある建造物の睡足軒、市指定文化財である鬼鹿毛の馬頭観音、女人講中碑や様々な史跡などが数多くあります。これらは、周囲の樹林などとともに、地域に馴染んだ景観を構成しています。

④ 歴史性を感じる坂や道路

市内には、長年親しまれてきた名前の坂や歴史的由来のある呼び名の付いた道路が多くあり、歴史性を感じさせる重要な景観資源となっています。

坂：引き坂、榎木坂、観音坂、宮坂、市場坂、芝山坂、堂坂、八幡坂、峯山坂、堀之内坂、野猿坂、油面坂

道路：鎌倉道（大和田四丁目）、川越街道、三本木通り、陣屋通り、西屋敷通り、嵯峨山通り



芝山坂



堂坂

(3) まちなみ景観

道路や住宅地・商業地・工業地、公園などが多様なまちなみの表情を形成しています。

① まちの骨格をつくる道路

まちなみは、道路に沿ってつくられています。市内にも国道254号を始めとする幹線道路から、人々の身近な公共空間となる生活道路まで道路網が網の目状に形成されています。幹線道路としては、国道254号、県道新座・和光線（旧川越街道）が市の東西を横断するほか、南北方向には都市計画道路東久留米・志木線（新座中央通り）を始め、主要地方道さいたま・東村山線（志木街道）、主要地方道保谷・志木線などが縦断しています。

道路景観は、重要な景観要素であり、街路樹、花壇の整備や電線の地中化などによる新たな道路景観づくりにも取り組んでいます。

・ 主な幹線道路

国道254号、主要地方道さいたま・東村山線（志木街道）、県道新座・和光線（旧川越街道）、主要地方道保谷・志木線、県道川越・新座線、都市計画道路東久留米・志木線（新座中央通り）、水道道路、産業道路、都市計画道路ひばりヶ丘・片山線（ひばり通り）、東北通り、東武南通り1・2号線、市場坂通り、都市計画道路新座駅南口通線、都市計画道路新座駅北口通線、都市計画道路大和田通線、都市計画道路保谷・朝霞線、都市計画道路府中清瀬線



新座中央通り

・ 主な生活道路

中野通り、木の芽坂通り、こもれび通り、桜株通り、市場坂通り、西屋敷通り、山下通り、鐘の音通り

② 人々の交流の場となっている駅前の商業地

市内には、鉄道2路線2駅が整備されており、特に東武東上線の志木駅南口周辺は、土地区画整理事業による都市基盤整備が行われ、本市の中心的な商業地となっています。また、JR武蔵野線の新座駅についても、新たな中心拠点として、土地区画整理事業による整備を進めており、特に南口については武蔵野の自然をイメージして修景に配慮した駅前広場、地下駐輪場、街区公園、無電線化など、景観への配慮が行われています。さらに、西武池袋線ひばりヶ丘駅へのアクセス道路であるひばり通り沿いには商店街が広がっています。

これらの駅前の商業地は、人々が集まる交流の場となり、まちの活気と人々と賑わう景観が見られます。

③ 地域の成り立ちの中ではぐくまれた多様な住宅地

市内には、古くからの市街地や新たに開発された市街地など、それぞれ地域固有の成り立ちの中ではぐくまれてきた多様な市街地が広がっています。古くからの市街地として、旧川越街道沿いの屋敷など、歴史や風情を感じるまちなみも残されていますが、昭和40年代の人口急増により、特に東武東上線や西武池袋線の駅を中心に市街化が急速に進行したため、このような住宅地では建物が密集したまちなみとなっています。また、近年では低層住宅地への中高層マンションの建設も増加しており、景観上好ましくない状況が顕著となっています。

④ 人々の憩いの場となっている公園・緑地

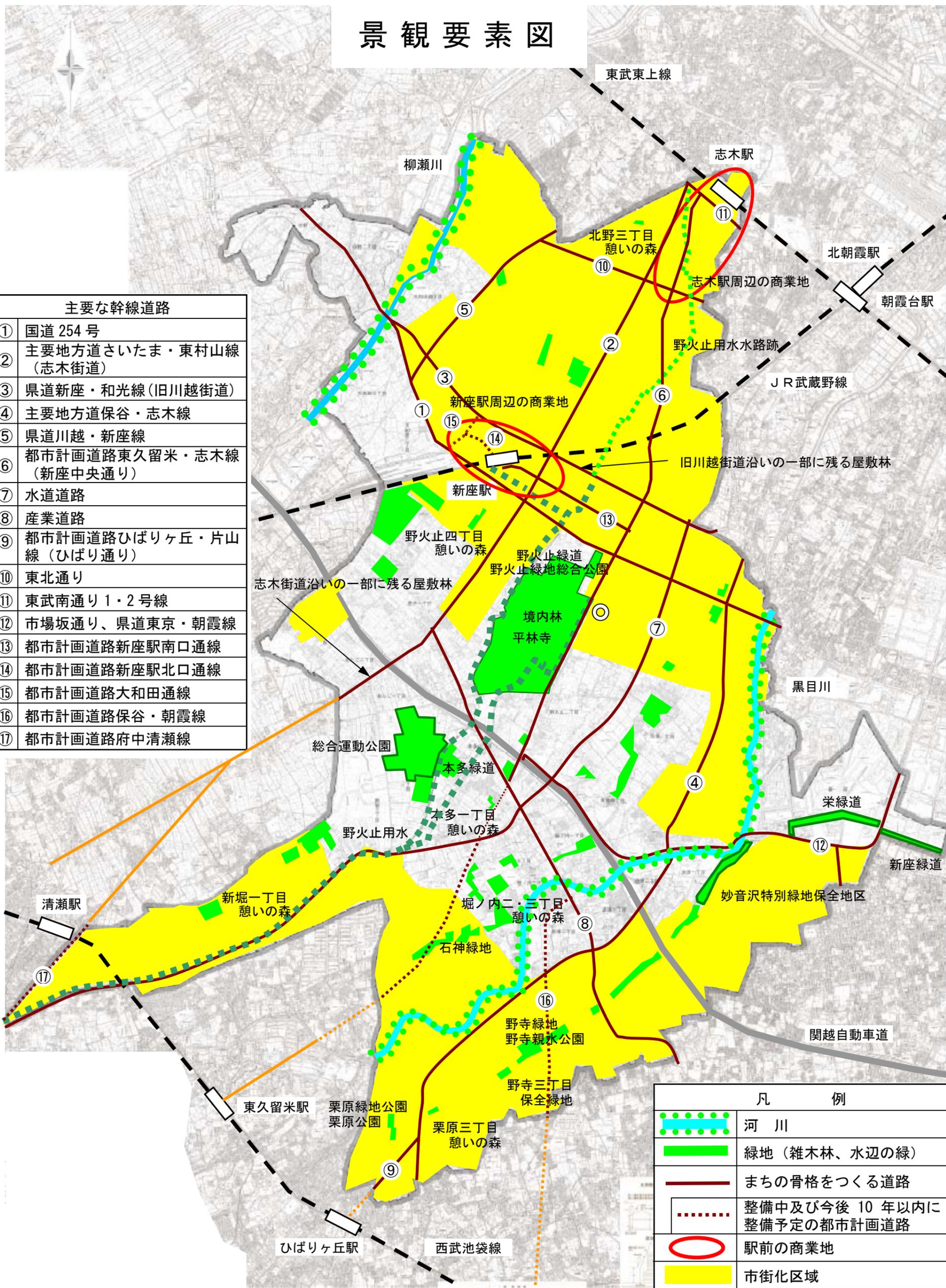
市内には、野球場・陸上競技場などの運動施設と自然環境を生かした公園機能を有する総合運動公園や土地区画整理事業等で生み出された都市公園、身近な地域の児童遊園、片山緑地などの都市緑地や憩いの森なども整備されており、人々の憩いの場となっています。

⑤ 産業活動を支える工業地・倉庫街

市内には市の産業活動を支えてきた工場や倉庫が集積している地域がありますが、これらの地域は市の産業風景を醸し出しています。

景観要素図

主要な幹線道路	
①	国道 254 号
②	主要地方道さいたま・東村山線 (志木街道)
③	県道新座・和光線(旧川越街道)
④	主要地方道保谷・志木線
⑤	県道川越・新座線
⑥	都市計画道路東久留米・志木線 (新座中央通り)
⑦	水道道路
⑧	産業道路
⑨	都市計画道路ひばりヶ丘・片山 線(ひばり通り)
⑩	東北通り
⑪	東武南通り 1・2 号線
⑫	市場坂通り、県道東京・朝霞線
⑬	都市計画道路新座駅南口通線
⑭	都市計画道路新座駅北口通線
⑮	都市計画道路大和田通線
⑯	都市計画道路保谷・朝霞線
⑰	都市計画道路府中清瀬線



凡 例	
	河 川
	緑地(雑木林、水辺の緑)
	まちの骨格をつくる道路
	整備中及び今後 10 年以内に 整備予定の都市計画道路
	駅前の商業地
	市街化区域

※ 野火止用水の水路跡については一部を掲載

■ 主な景観要素（写真）

1 自然景観

(1) 緑の景観

<p>平林寺境内林(近郊緑地特別保全地区)</p>	<p>武蔵野の面影を残す雑木林</p>	<p>野寺三丁目保全緑地</p>
<p>黒目川沿いに広がる豊かな緑</p>	<p>市街地に点在する緑地</p>	<p>野火止緑道</p>
<p>斜面林とキツネノカミソリ</p>	<p>栗原小学校横の農地と屋敷林</p>	

(2) 河川の景観

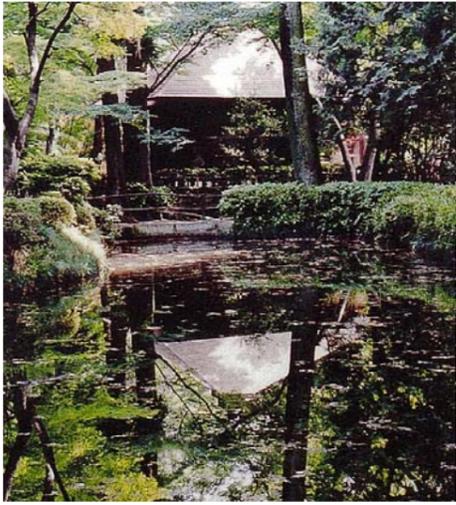
<p>黒目川</p>	<p>柳瀬川</p>	
		<p>妙音沢から望む市場坂橋</p>
<p>黒目川沿いのサクラ並木（第四小学校付近）</p>		

(3) 農地の景観

			
野火止六丁目の農地	東三丁目の農地	野火止五丁目の農地	レジャー農園

2 歴史と文化の景観

(1) 平林寺

	
平林寺総門	平林寺（放生池）
	
睡足軒	平林寺境内林（冬）

(2) 野火止用水

	
---	---

(3) 社寺仏閣等

	
満行寺	普光明寺

3 まちなみ景観

(1) まちの骨格をつくる道路

<p>都市計画道路東久留米・志木線 (新座中央通り)</p>	<p>市場坂通り</p>	
<p>都市計画道路新座駅南口通線</p>	<p>平林寺大門通り</p>	<p>都市計画道路ひばりヶ丘・片山線 (ひばり通り)</p>

(2) その他のまちなみ景観

<p>土地区画整理事業で整備された新座駅周辺地区</p>	<p>総合運動公園（陸上競技場）</p>
<p>新座駅南口公園</p>	<p>新座駅南口駅前広場</p>
<p>景観に配慮した工場入口</p>	<p>野火止用水ふるさと小道（新座駅南口）</p>

3 景観づくりの問題点と課題

本市の景観の現状における問題点と景観づくりの課題は、次のように整理することができます。

(1) 豊かな自然景観を守り、活用し、創出していくこと

本市は、平林寺境内林を始めとするまとまりのある雑木林や斜面林、農地、河川などによる多彩な自然景観に恵まれています。市街化の進展に伴い、貴重な緑地や農地の減少が進み、自然景観の喪失が顕著となっています。

市の大切な財産である自然景観をできるだけ守り、市民が享受できる場の整備など、自然景観を活用する取組も必要です。さらに、住宅地や商業施設、工業地などの緑化を推進するなど、身近な自然環境を創出していくことも求められます。

(2) 歴史的な景観を大切にし、守り、伝えていくこと

本市には、平林寺を始め、歴史・文化を伝える史跡、社寺仏閣などの歴史的文化資産や先人が暮らしの中で培ってきた景観資源が数多く残されています。これらの歴史的文化資産を現代に生きる景観として、大切にしながら、景観づくりの意識を育て、後世に伝えていくことが必要です。

(3) 周辺と調和した多様な個性あるまちなみ景観づくりを進めること

本市は、市域の周辺部から中央部に向かって高密度に広がる住宅地や土地区画整理事業で都市基盤が整備された住宅地、街道沿いの歴史的風情ある住宅地、駅周辺の商業地、地域の商店街、工場や倉庫が集積する工業地・倉庫街など、多様な個性ある地域が集まって構成されています。近年、市街地の一層の密集化や周辺環境に調和しない大規模建築物の増加など、景観が阻害されるケースも増えています。こうした景観の悪化を防止するとともに、周辺と調和した地域の多様な個性を生かしたまちなみ景観の形成を図ることが必要です。

(4) 観光都市にいざを実現するため、“住んでよし、訪れてよし”の景観づくりを進めること

首都近郊にありながら、緑豊かで野火止用水や平林寺などの歴史的文化資産も多く残っているという市の特性を生かし、市全域を観光都市として発展させ、地域再生を推進することを目的として、「観光都市にいざビジョン」及びその実施計画である「観光都市にいざづくりアクションプラン」を策定し、本ビジョン等に基づき、まちづくりの柱の一つとして、多くの人たちに共感していただけるような観光都市にいざづくりを進めています。景観づくりは、“住んでよし、訪れてよし”の観光都市にいざづくりの視点で進めることも必要です。



【景観づくりの問題点と課題】

	基本要素	問題点	基本的課題	課題解決の方向
自然景観	平林寺境内林	周辺地区の緑地景観への配慮	緑地景観に配慮した周辺地区の形成	・緑地景観に調和した建築デザイン、色彩の配慮 ・ビューポイントの整備
	雑木林（平地林・斜面林）	平地林、斜面林の減少	斜面林、雑木林などの自然環境の保全・再生	・みどりの保全協定、市指定保存樹木の指定、公有地化 ・雑木林の管理の推進
	点在する緑	まちなかの緑地減少	まちなかの緑の保全と創出	・宅地内樹木の維持 ・宅地内緑の創出
	農地	農地の減少、柵などによる困われた景観	農地景観の保全	・生産緑地地区指定による保全 ・レジャー農園の充実
	河川	親水性の不足	河川景観の向上と河川に親しむ空間づくり	・河川空間へのアクセス路の充実 ・河川と調和した周辺市街地の景観形成
歴史と文化の景観	平林寺	・景観資源の点在による周遊性の不足 ・周辺地区の歴史・文化景観への配慮	・景観資源間のネットワーク化 ・歴史・文化景観に配慮した周辺地区の形成	・景観資源間を結ぶ緑道や歩道等の整備 ・歴史・文化景観に調和した建築デザイン、色彩の配慮 ・案内板やサインの充実 ・文化的景観保存計画との連携
	野火止用水			
	寺社、史跡等			
	歴史性を感じる坂			
まちなみ景観	道路	沿道景観の魅力	幹線道路の生活空間、交流空間としての景観整備	・シンボルロードの整備 ・沿道緑化の推進 ・案内板、サインの充実
	多様な住宅地	住宅密集地の緑の不足、ブロック塀などによる景観の阻害、中高層建築物と低層建築物との不調和	良好な環境の住宅地の景観の保全、密集住宅地の景観向上、中高層建築物と周囲の景観との調和	・高さ、デザインなどの周辺住宅地や自然環境との調和 ・緑化、塀・看板等の周囲との調和
	商業地	商業地、商店街のまちなみの魅力の低下、景観阻害要素（放置自転車、看板、ごみ、自販機、電柱等）	商業空間のまちなみ景観の向上	・個々の店舗の活力と周辺への調和 ・憩いと交流の場の充実 ・放置自転車対策、不法看板等の撤去の推進
	工場、倉庫	工場等の周囲景観、住工混在による景観の不調和	工場と周辺地域との景観の調和	・緑化や色彩・素材による周辺との調和
	公園	公園としての魅力不足	魅力ある公園づくり	・地域拠点となる公園の整備 ・公園の計画的リニューアル ・市民参加による魅力ある公園づくり
	公共施設	公共施設の景観への配慮	景観づくりのモデル的な公共施設づくり	・景観づくりを先導する質の高い公共施設づくり

第2章 景観づくりの基本理念と目標

1 基本理念

雑木林とせせらぎのある「住んでよし、訪れてよし」の美しく個性あるふるさと新座の景観づくりを進め、これを継承していきます。

景観は、その土地が受け継いできた伝統や文化、まちへの思いなど、地域で暮らし活動する市民が共有する価値感の表れであり、まちを愛する心の源となるものです。新座市は、首都近郊にありながら、武蔵野の面影を残す緑豊かな自然環境に恵まれ、生活利便性の高い住宅都市として発展してきましたが、今後も“雑木林とせせらぎのある”緑豊かな自然環境やまちの個性を守り、生かしながら、“住んでよし、訪れてよし”のふるさと新座の景観づくりを進めるとともに、市民・事業者、市が協働して、これを育て将来へと引き継いでいきます。

2 基本目標

- (1) 雑木林とせせらぎを生かしたふるさと景観をつくります。
- (2) 歴史と文化を伝える、風情ある景観をつくります。
- (3) まちの個性に彩られた、表情豊かな景観をつくります。
- (4) 観光やまち歩きを楽しめる景観をつくります。

(1) 雑木林とせせらぎを生かしたふるさと景観をつくります。

市の中央部を流れる野火止用水とその周辺の緑は、武蔵野の面影を残す“水と緑の回廊”として平林寺と並ぶ市の最も象徴的な存在です。また、市内に多く現存する雑木林や妙音沢緑地を始めとする本市の地形的特質である黒目川や柳瀬川の河岸段丘沿いの斜面林は、豊かな自然環境と緑の連続性を形成しており、市の眺望景観の特徴として重要です。

このような景観資源“雑木林とせせらぎ”を守り、生かしたふるさと景観づくりを進めます。

(2) 歴史と文化を伝える、風情ある景観をつくります。

本市には、市中央部に位置する古刹平林寺や野火止用水を始めとする様々な歴史的文化資源があります。

これらの資源を今の暮らしに生かしながら、歴史と文化の薫り高い風情ある景観づくりを進めます。

(3) まちの個性に彩られた、表情豊かな景観をつくります。

本市には、多様な歴史を背景としたまち、個性あるまちなみなどが広がっています。そこには、住宅やビル、公園、道路など様々な建物、施設があり、これらがまとまって、住宅街、商店街といった様々な表情をつくっています。

賑わいのあるまち、趣のある落ち着いたまちなど、それぞれが持つ個性や機能を踏まえつつ、まちの個性に彩られた表情豊かな景観づくりを進めます。

(4) 観光やまち歩きを楽しめる景観をつくります。

観光都市にいざビジョンでは、市全域を丸ごと“屋根のない博物館（フィールドミュージアム）”として捉え、この“博物館”で市民や来訪者が様々な発見や体験ができるまちのイメージを創出することをコンセプトにしています。

新座の魅力を再発見し、そこに存在する観光資源や歴史的文化資産を磨くことで、市民も来訪者も観光やまち歩きを楽しめる“住んでよし、訪れてよし”の景観づくりを進めます。

基本方針は、基本理念・基本目標に基づき、市民・事業者、市がともに景観づくりに取り組むための方策を、体系的に掲げるものです。また、市全体の景観イメージを印象づける骨格的な景観要素と、自然景観、歴史と文化の景観、まちなみ景観の3つの景観要素により構成します。

1 基本方針の体系

■ 景観づくりの基本方針の体系（19ページ）

2 骨格的な景観要素の位置付け

市全体の景観イメージを印象付け、特徴ある景観づくりを進めていく上で、大きな要素となる景観軸・拠点を位置付けます。

(1) 景観軸

① 水と緑の景観軸（野火止用水）

県指定史跡である野火止用水沿いの空間を“水と緑の景観軸”と位置付け、周辺の豊かな自然環境を保全しながら、環境美化に努め、水辺に親しみながら、眺望や景観を楽しむ景観軸として充実を図ります。

② 河川の景観軸（柳瀬川、黒目川）

柳瀬川、黒目川を“河川の景観軸”と位置付け、自然環境の保全と再生、親水性の創出などを図ります。

③ 緑の景観軸（平地林、斜面林）

黒目川に沿って緑のつながりを見せる斜面林や市内各所に点在する平地林を“緑の景観軸”と位置付け、保全を図るとともに、緑豊かな景観を楽しむ景観軸として充実を図ります。

④ 道路の景観軸

市内の東西や南北を結ぶ主要な道路を“道路の景観軸”と位置付け、都市的な眺めの続く美しい沿道の景観形成を図ります。

道路の景観軸…国道254号、都市計画道路東久留米・志木線（新座中央通り）、都市計画道路ひばりヶ丘・片山線（ひばり通り）、新座駅南口通線、県道新座・和光線（旧川越街道）、主要地方道さいたま・東村山線（志木街道）、主要地方道保谷・志木線

(2) 景観拠点

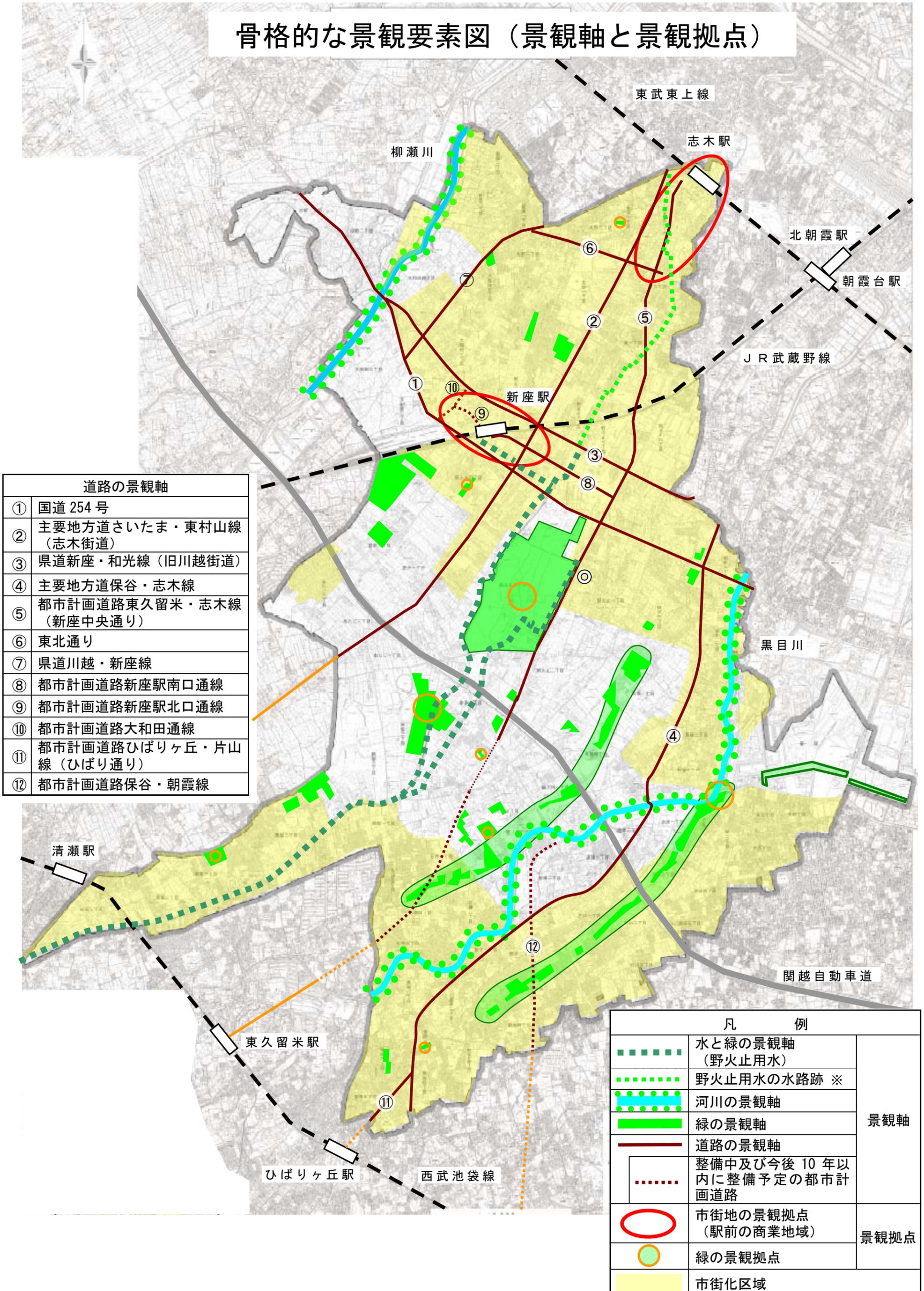
① 市街地の景観拠点（駅周辺の商業地域）

志木駅南口周辺及び新座駅南口周辺の商業地域を“市街地の景観拠点”と位置付け、まちの玄関口としての顔づくりと賑わいの中にもまちの個性が生きた景観形成を図ります。

② 緑の景観拠点

平林寺境内林を始め、市民憩いの森、総合運動公園と周囲に広がる緑地、農地を“緑の景観拠点”と位置付け、緑の景観を楽しむ拠点として充実を図ります。

骨格的な景観要素図（景観軸と景観拠点）



道路の景観軸	
①	国道 254 号
②	主要地方道さいたま・東村山線 (志木街道)
③	県道新座・和光線(旧川越街道)
④	主要地方道保谷・志木線
⑤	都市計画道路東久留米・志木線 (新座中央通り)
⑥	東北通り
⑦	県道川越・新座線
⑧	都市計画道路新座駅南口通線
⑨	都市計画道路新座駅北口通線
⑩	都市計画道路大和田通線
⑪	都市計画道路ひばりヶ丘・片山 線(ひばり通り)
⑫	都市計画道路保谷・朝霞線

凡 例		
	水と緑の景観軸 (野火止用水)	景観軸
	野火止用水の水路跡 ※	
	河川の景観軸	
	緑の景観軸	
	道路の景観軸	景観拠点
	整備中及び今後 10 年以 内に整備予定の都市計 画道路	
	市街地の景観拠点 (駅前の商業地域)	
	緑の景観拠点	
	市街化区域	

※ 野火止用水の水路跡については一部を掲載

■ 景観づくりの基本方針の体系



3 自然景観

3-1 緑地の景観

市の中央部を流れる野火止用水とその周辺の緑は、武蔵野の面影を残す“水と緑の回廊”として平林寺と並び市の最も象徴的な存在であり、市内に多く現存する雑木林や、妙音沢緑地を始めとする本市の地形的特質である黒目川や柳瀬川の河岸段丘沿いの斜面林は、豊かな自然環境と緑の連続性を形成しており、市の眺望景観の特徴として重要です。しかし、開発等により良好な眺望が徐々に減少する傾向にあります。

今後も市街化が進み、緑の景観が減少しつつある中、まとまった緑の景観を守り、創出していくために、雑木林や斜面林の景観を「緑の景観軸・景観拠点」として積極的に位置付け、その保全を進めるとともに、市民が触れ合う場所としての活用を図ります。

また、生活風景の中に緑を増やすために、住宅の敷地内や塀の緑化など、身近な緑を新たに創出していくことも大切であり、「小さな緑化」を積み重ねていきます。

(1) 緑の景観軸の保全、景観拠点づくりと活用

① 雑木林の保全と再生

- ア みどりの保全協定（市民憩いの森）、市指定保存樹木等制度等の所有者への働きかけやみどりのまちづくり基金を活用した公有地化
- イ 樹林地の相続税納税猶予に関する制度や山林の買取りに対する財政支援策の創設について全国市長会等を通じた国への要望
- ウ 市民参加による雑木林管理の仕組みづくりと推進

② 景観拠点としての雑木林の活用

- ア 景観拠点（自然に触れ合う場）としての市民憩いの森の拡大
- イ 案内板やサインの設置と休憩施設、散策路・ビューポイントの整備
- ウ 景観拠点に関する広報やイベントの開催など、市民の集う場づくり

(2) 身近な緑の保全と創出

① 身近な場での緑化の推進

- ア 事業者に対する協力要請
- イ 民有地における敷地内緑化（花植え、フラワーポット、屋上緑化、壁面緑化）の推進
- ウ 緑地協定制度による緑地の保全と緑化の推進
- エ 公共施設の緑化の推進
- オ 道路空間への街路樹の植樹や道路沿いの生垣づくりによる連続性のある緑化
- カ 市民の緑化活動の推進と支援

3-2 河川の景観

本市には、一級河川である柳瀬川、黒目川があり、河川景観がまちにうるおいを与えていますが、親水機能の不足などから、必ずしも市民が親しめる空間として生かされていない状況も見られます。今後は、市街地景観の骨格軸（河川の景観軸）として広がりある眺望を守りつつ、水辺に親しみ、憩う場所として整備、活用します。

(1) 河川の魅力向上

① 河川に親しむ空間づくり

ア 河川沿いの散策路など、水と緑に配慮した空間づくり

イ サクラと菜の花の里づくりの推進

ウ 地域が主体となった河川沿い美化活動の促進

② 河川と調和した周辺市街地の景観形成

ア 河川や道路などの緑化と主要な公園や緑地、遊歩道などとの連続性の確保によるうるおいのある緑のネットワーク化の推進

イ 地域住民による緑化の推進（民地等）など、河川沿いの緑と調和したまちなみ景観の形成

ウ 建物の形態（配置・高さ等）やデザインなど、河川沿いのまちなみの連続性に配慮した景観形成

3-3 農地の景観

市中央部に広がる市街化調整区域ではまとまりのある農地の景観が広がり、市街化区域には生産緑地地区に指定された多くの農地が残されるなど、眺望景観として、また、緑地景観として農地の緑がまちなかにうるおいを与えています。しかし、農地も年々減少し、農地の景観が失われていく状況が見られます。今後も、地産地消の考えに立った農業を振興し、農地の保全に努めるとともに、観光農業などを推進して大切な農地景観を守り、多くの市民が土と触れ合う場として活用します。

(1) 農地景観の保全と活用

① 市街化区域内農地の保全・活用

生産緑地地区制度による市街地内農地の維持、継承による景観の保全

② 市街化調整区域内農地の保全・活用

③ レジャー農園の充実

④ 土埃防止対策の推進



市街化区域内の農地

4 歴史と文化の景観

市中央部に位置する古刹平林寺は、1663年（寛文3年）に岩槻より移転された臨済宗妙心寺派の関東における専門道場です。敷地内には広大な境内林があり、武蔵野の雑木林として野火止用水と合わせ、大変貴重な歴史的文化的文化資産となっています。

また、市内には様々な歴史的文化的文化資産が数多く残されています。これらの資産の保全を図り、市民生活の中の生きた資産として景観づくりに活用します。

(1) 平林寺周辺地区・野火止用水沿いの景観づくり

① 平林寺や野火止用水の景観に配慮した沿道建物のルールづくり

② 歴史的風情や自然的眺望景観の確保・保全

(2) 歴史・文化的な建物や史跡等の保全と周辺景観との調和

① 歴史・文化的な景観資源の発掘と保全

歴史・文化的な建物や史跡等の「景観資源」の発掘と市民の共有財産としての保全啓発

- ② 寺社等との周辺景観の調和
 - ア 寺社や周辺地域の緑の保全
 - イ 寺社周辺の景観に配慮した大規模建築物等の景観形成

(3) 歴史・文化的資源のネットワークづくり

- ① 歴史・文化的資源を巡る散策ルートの整備
- ② 案内板やサインの設置など、歴史・文化的資源情報の充実
- ③ 道路や坂などの歴史的由来を説明する看板の設置

(4) 歴史・文化的景観に対する関心の醸成と理解の促進

- ① 地域に残る伝統文化の保存、伝承
- ② 伝統行事を活用した情報発信
- ③ 祭の振興
- ④ 「まち案内人」などの人材育成



はだかみこし（大和田氷川神社）

5 まちなみ景観

5-1 道路の景観

交通ネットワークの中心となる主要な道路は、まちなみ景観の骨格軸となっています。また、その周辺には様々な景観が広がり、道路を利用する人々にそのまちの印象を与えるという大きな役割を担っています。こうした主要な道路は、周辺住民や歩行者にとって、自動車交通による生活環境や安全面への影響を与えるものとして、また、景観的にも殺風景な空間として意識されることも多いものとなっています。

今後は、道路空間を「道路の景観軸」として、歩行者の安全で快適な通行に配慮した道路づくりの工夫と沿道景観の向上に努め、自動車交通だけの空間ではなく、人々が憩い交流する場として活用します。

(1) 道路の沿道景観の向上

- ① 沿道緑化の推進
 - ア 道路沿いや交差点などのオープンスペースを活用した身近な緑の創出
 - イ 地域別フラワーロード等の推進
 - ウ 周辺住民の理解と協力による街路樹の整備と充実
- ② 沿道建築物の景観向上
 - 沿道建築物の景観に配慮したルールづくり

(2) うるおいのある道路空間づくり

- ① 安全で快適な歩行者空間の創出
 - ユニバーサルデザインによる歩行者空間づくり
- ② 美しい道路景観の創出
 - ア 電線類の地中化や違法簡易広告物の撤去
 - イ ガードレール、舗装、照明、案内、表示などのデザイン化と美化
- ③ わかりやすい道路づくり
 - ア 公共サイン計画の策定
 - イ 案内板やサインの整備と充実

5-2 住宅地の景観

住宅地景観は、住宅（建築物）・敷地・道路という3つの要素とその相互関係で構成されており、この構成要素に十分に配慮しながら、景観形成を進めることが必要です。このため、住宅の敷地と道路を一体的な空間と捉えて、生活道路沿いの空間を緑豊かな魅力的な景観にしていくものとし、さらに、一つ一つの建物が周辺の景観に調和するように、デザインや色彩の向上に努めます。

(1) 道路沿いの景観向上

① 緑の空間づくり（戸建住宅）

ア 塀の生垣化の奨励

イ 敷地内樹木が見えるような塀の工夫

ウ 敷地内の花や樹木の充実

② セミパブリック空間（公共空地）を重視した空間づくり（大規模建築物）

ア 道路沿い空間の緑化

イ 公共空間（壁面後退、ポケットパーク）の確保

ウ 大規模建築物に対する景観形成のルールづくり

③ 街区の一体的な空間づくり

ア 統一感のある圧迫感のない塀づくりの奨励

イ 地域住民の景観づくりのルールや仕組みづくりと活動の推進

ウ 緑地協定や景観協定による地域の緑づくり



緑化のイメージ

(2) 建物等の色彩・デザインの向上

① 建物の色彩とデザインの周辺環境との調和

ア 個性や工夫を基本に、周辺環境との調和に配慮した色彩やデザインの奨励（戸建住宅）

イ 壁面の位置や屋根などのデザインの工夫による景観形成（大規模建築物）

② 付帯設備等における配慮

ア 建物との一体化など、エアコンの室外機、カーポート、駐車場の扉等のデザインに対する配慮（戸建住宅）

イ 壁面・塔屋・外部階段等のデザインの配慮などの周辺への圧迫感の排除とゆとりあるまちなみづくり（大規模建築物）

ウ 駐車場周囲や屋上・壁面緑化の推進（大規模建築物）

③ 工場・店舗のデザインと住宅地の景観との調和

ア 中小工場の塀・資材置場の配置やデザインへの配慮、緑化の推進

イ 店舗や飲食店の看板・自販機等の配置やデザインへの配慮

5-3 駅前・商業地の景観

本市の中心的な商業地である志木駅南口地区及び新座駅南口地区については、放置自転車や屋外広告物など、様々な要因によって景観が阻害されているところもあり、駅前を含めた中心市街地の景観向上が大きな課題となっています。

駅や駅前地区には、まちの顔、地域生活の中心、交通結節点という役割があり、これらの役割とそれぞれの個性に留意しながら、「市街地の景観拠点」として市民だけでなく来訪者が楽しく買い物のできる、活気にあふれた駅前・商業地の景観形

成を目指し、総合的な取組を進めます。

(1) 駅前にふさわしい建物のデザインや看板・広告物の景観形成

① 商業施設等のデザインや色彩の景観に対する配慮

- ア 建築時におけるデザインの工夫（壁面後退、オープンカフェ等）
- イ 屋上緑化や壁面緑化の推進による緑の創出
- ウ 駐車場の緑化による景観向上と立体駐車場におけるデザインへの配慮
- エ 景観づくりのルールづくり（景観協定等／ファサード（外観）や色彩、デザイン、ショーウィンドウ化など）

② 看板・広告物等の景観に対する配慮

- ア 市民との協働による景観づくりのルールづくり（看板、広告物のデザインや色彩など）
- イ 屋外広告物条例に基づく規制の推進

③ まちの顔づくり

- ア まちの象徴となるシンボリックな景観形成と季節感の演出
- イ まちを分かりやすく案内する総合案内板やサインの設置等

(2) 安全で快適な歩行者空間の確保と楽しい駅前の景観づくり

① 安全で快適な歩行者空間づくり

- ア ユニバーサルデザインによる歩行者空間の整備
- イ 店舗の前面スペースの公開（壁面後退等）による歩行者空間の充実
- ウ 電線類の地中化の推進
- エ 捨て看板など道路不法占用物の排除
- オ 駅前と主要な施設や地域資源を結ぶネットワークづくり（案内板、サインの設置等）

② 広場などのオープンスペースの創出と充実

- ア 人々の滞留空間、憩いの場としての駅前広場などのオープンスペースの創出と充実
- イ オープンスペースの緑化による緑の創出

③ 放置自転車のない駅前空間づくり

放置自転車対策の推進

④ 楽しいデザインの工夫ときれいな空間づくり

- ア デザインを工夫したストリートファニーチャー、モニュメントなどの設置
- イ バス停等のデザインの工夫
- ウ 地域住民・商店街等による景観づくり活動の推進と支援制度の充実
- エ ごみやタバコのポイ捨てをなくすなど市民マナー向上による空間美化の推進

(3) 夜の景観の演出

① 明かりの確保・充実

- ア 街路灯等の充実（通りとしての照明の明るさや街路灯のデザインの統一など）
- イ ランドマークとなるような建物や樹木のライトアップ
- ウ 明かりによる季節感の演出（クリスマスイルミネーションなど）

エ 店舗の夜の明かりの工夫とショーウィンドウ化

※ 夜間、店舗から通りにもれる明かりは、通りの雰囲気にあたたく演出するとともに、通りとしての安全性を高めます。

② 景観の観点からのシャッター等の工夫

ア 店舗が閉まった後も楽しく美しい夜間を演出するシャッターのデザイン等の工夫（透かしデザインの採用やシャッターアート）

5-4 まちかどの景観

まちかどは、昔から「お地蔵さん」が置かれるなどシンボリックな意味を持っており、現在でも生活道路の交差点、ごみ集積所やバス停の空間などを始めとする地域のささやかな空間は、立ち話の場、お年寄りの休憩の場など、地域住民が憩い交流する場であり、まちの景観を印象付ける重要な要素にもなっています。しかし、場所によってはポイ捨てされたタバコやごみが放置されがちであり、まちかどの景観づくりも大切な課題となっています。

まちかどの小さな空き地などを利用した、人々が集い憩うことができる場の創出は、コミュニティづくりにも重要な役割を果たすものであり、緑化活動による景観スポットづくりや美化活動の推進を併せるなど地域住民を中心に、まちかどの景観づくりに取り組みます。

(1) まちかどの憩いの場の充実

① 集い憩う場の充実と景観の向上

ア 人々の集まるまちかどの空間（交差点、バス停留所、空き地）を活用したまちかど広場づくりと充実

イ 花や植樹、ベンチなど親しみのある空間演出による景観の向上

ウ 夏に木陰となり冬に陽だまりとなるようなやさしい空間づくり

エ 「向こう三軒両隣」の考え方を大切に私道や路地など身近な空間づくり



北野入口交差点付近のまちかど広場

② 地域の活動拠点と連携した景観スポットづくり

ア ミニギャラリー、情報コーナー（掲示板）などと連携した景観スポットづくりと楽しさの演出

イ コミュニティ活動の活性化に向けた行政の支援

(2) まちかどの花と緑の充実

① 身近な緑化活動の推進

ア 花のあるまちづくり

イ 住宅の玄関先やマンション等の道路沿いなど、まちかどの小さな空き地を生かした緑化の推進

5-5 工場の景観

工場は塀が無機質で閉鎖的な空間を生みがちですが、地域の景観の向上を図るためには、地域で活動する一員という認識のもとに、開放的な空間づくりにも配慮し、周辺地域の景観との調和を図ることが求められます。工場における美しく、やさしいデザインの景観形成に努めます。また、工場景観への理解を得るために、施設の公開などの地域と工場が触れ合える場の充実を促進します。

(1) 色彩・デザインなど周辺環境への配慮

① 工場建築物と周辺地域の景観との調和

ア 工場周囲の緑化や緩衝緑地帯の設置

イ 落ち着いた色彩のフェンスの採用、植栽や生垣など、敷地境界部における景観形成の推進

5-6 公共施設の景観

市役所を始めとする公共施設（公園も含む。）については、景観づくりを進める上で、先導的な役割を果たすことが求められ、それぞれの地域の個性を生かしながら、市民に親しまれる景観の優れた施設づくりが必要です。

今後、公共施設づくりに当たっては、市民参加を基本として、地域らしさ、開放性、シンボル性などを重視し、周辺景観と調和した公共施設の実現を目指します。

(1) 景観づくりを先導する質の高い公共施設づくり

① 市民に開かれた開放的でシンボル性の高いデザインの実現

ア 地域の歴史や文化を活用したデザインの工夫

イ 緑化や植樹など、緑の創出による地域のうるおいの確保

ウ 敷地内に人が入り休憩できる場所などの設置

エ 屋上緑化や壁面緑化の積極的な推進

オ 公園や広場などを一体的に考えた施設づくり

カ ランドマークとなる建物や樹木などのライトアップ

(2) 地域の特性を生かした魅力ある公園づくり

① 市の拠点となる公園等の整備

ア 住区基幹公園などの整備

イ 総合運動公園の整備推進

② 公園の計画的なリニューアル

ア 地形や樹木など地域の自然を生かし周辺景観との調和に配慮

イ 地域の自然や歴史と文化をPRする案内板やサインの設置（分かりやすい案内と解説）

③ 市民参加による魅力ある公園づくり

④ 市民参加による公園管理の仕組みづくり

(3) 市民参加による公共施設づくり

① 市民参加による景観づくりの実現

ア 広域的な市民参加、地域住民の参加など、施設の性格に応じた市民参加の推進（ワークショップ、コンペなど）

イ 公共施設づくりにおける市民参加のシステムづくり

② 市民と市の協働による公共施設の維持管理

ア 地域住民との協働による維持管理のシステムづくり

第4章 地域の特性を生かした景観づくり

景観づくりは、身近な地域の成り立ちを理解しながら、地域の特徴的な自然や歴史的資源を生かし、守り、周辺環境と調和して進めていくことが大切であり、そのことが個性と愛着ある地域の実現につながると考えます。

そこで、市を景観特性に従い、以下の6つのゾーンに区分し、地域特性を生かした景観づくりを展開します。

- ・住宅市街地ゾーン
- ・平林寺・野火止用水周辺ゾーン
- ・駅前商業地ゾーン
- ・幹線道路沿道ゾーン
- ・農地・緑地と住宅地ゾーン
- ・河川沿いゾーン

なお、新塚地区については、市営墓園、福祉の里、栄小学校、栄緑道、新座緑道、埼玉県新座防災基地、陸上自衛隊朝霞駐屯地・朝霞演習場、国家公務員宿舎移転候補地などが集積し、既に景観が確立されている地区であることから、景観づくりのゾーン区分から除外します。

(注) 取組主体 ○：市民・事業者、◇：協働、□：市

*：観光都市にいざづくりアクションプランに位置づけられている施策

1 住宅市街地ゾーン

(1) ゾーンの特性と基本要素

「住宅市街地ゾーン」は低層・中高層の住宅や工場、商業・業務施設などの多様な用途の建物で構成されており、密度の高い市街地となっています。

本市中央部に比べると、緑などの自然環境が少なく、建物が中心のまちなみとなっていることが特徴です。

このような地域では、地域の成り立ちを表す歴史的資源も少なく、無表情なまちとなりがちですが、細かく見ると、由緒ある寺社、緑道や緑地、公園など、地域に表情を与える資源も点在しています。

(景観要素)

緑地の景観、農地の景観、道路の景観、住宅地の景観、まちかどの景観、工場の景観、公共施設の景観

なお、本ゾーンについて、景観特性や歴史的経緯、市街地の整備状況等を考慮して、「北部地区」と「南部地区」に細区分しました。

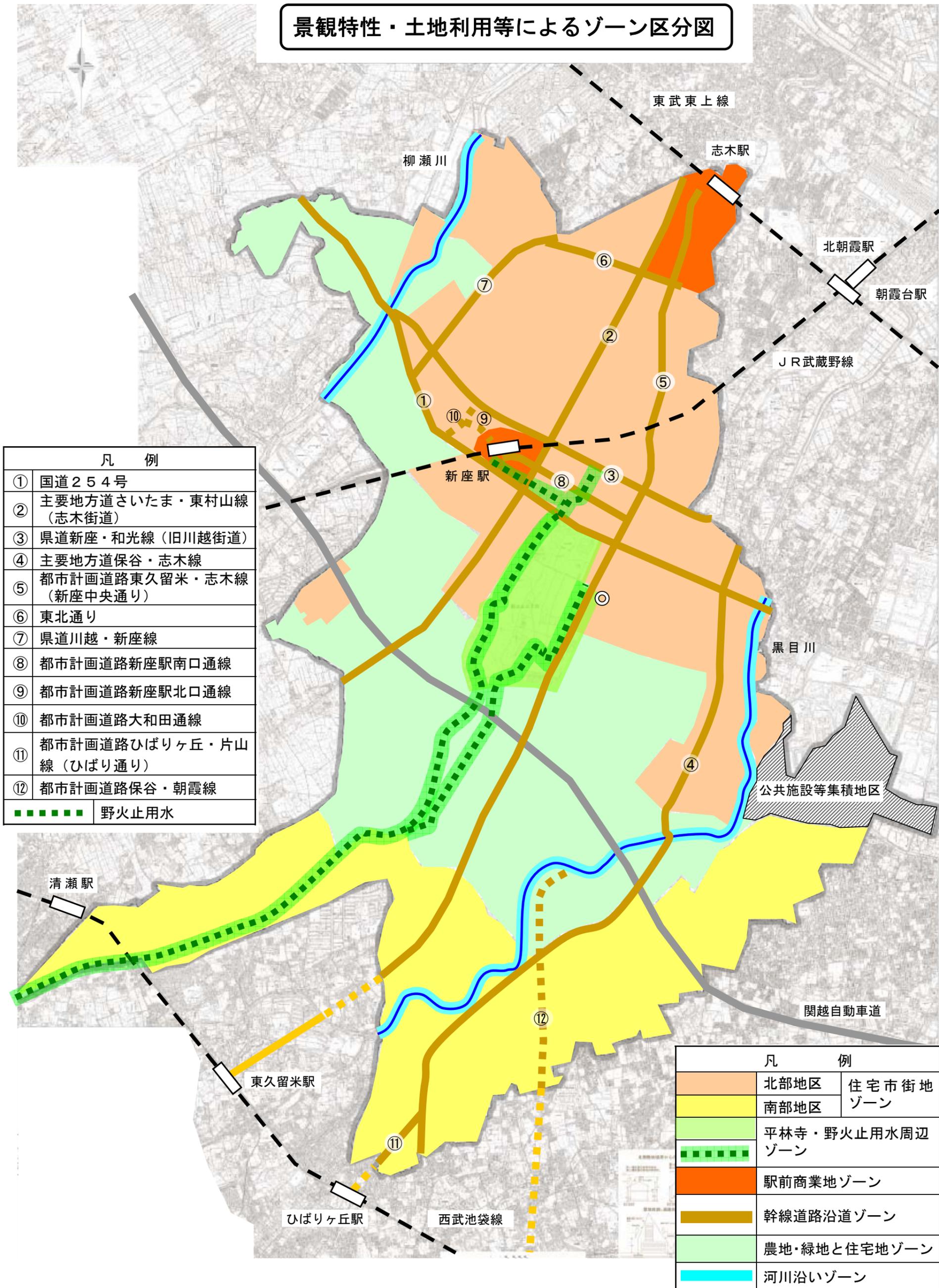
① 北部地区

北部地区は、市北端の東武東上線志木駅を中心に市街地が形成され、志木駅周辺の土地区画整理事業を始め、新座駅周辺の土地区画整理事業や組合土地区画整理事業、都市計画道路などの都市基盤整備が進んでいます。また、市役所や市民会館などの公共施設、旧日本住宅公団による大規模な住宅団地（新座団地、野火止団地）、工場群なども集積していますが、反面、緑などの自然環境が少ない状況となっています。

(基本要素)

- ア 土地区画整理事業などによる都市基盤整備が完了した良好な市街地
- イ 大規模な住宅団地
- ウ 工場が集積した工業地域・大規模商業業務施設
- エ 中高層住宅と低層住宅が混在する住宅地
- オ 低層住宅地

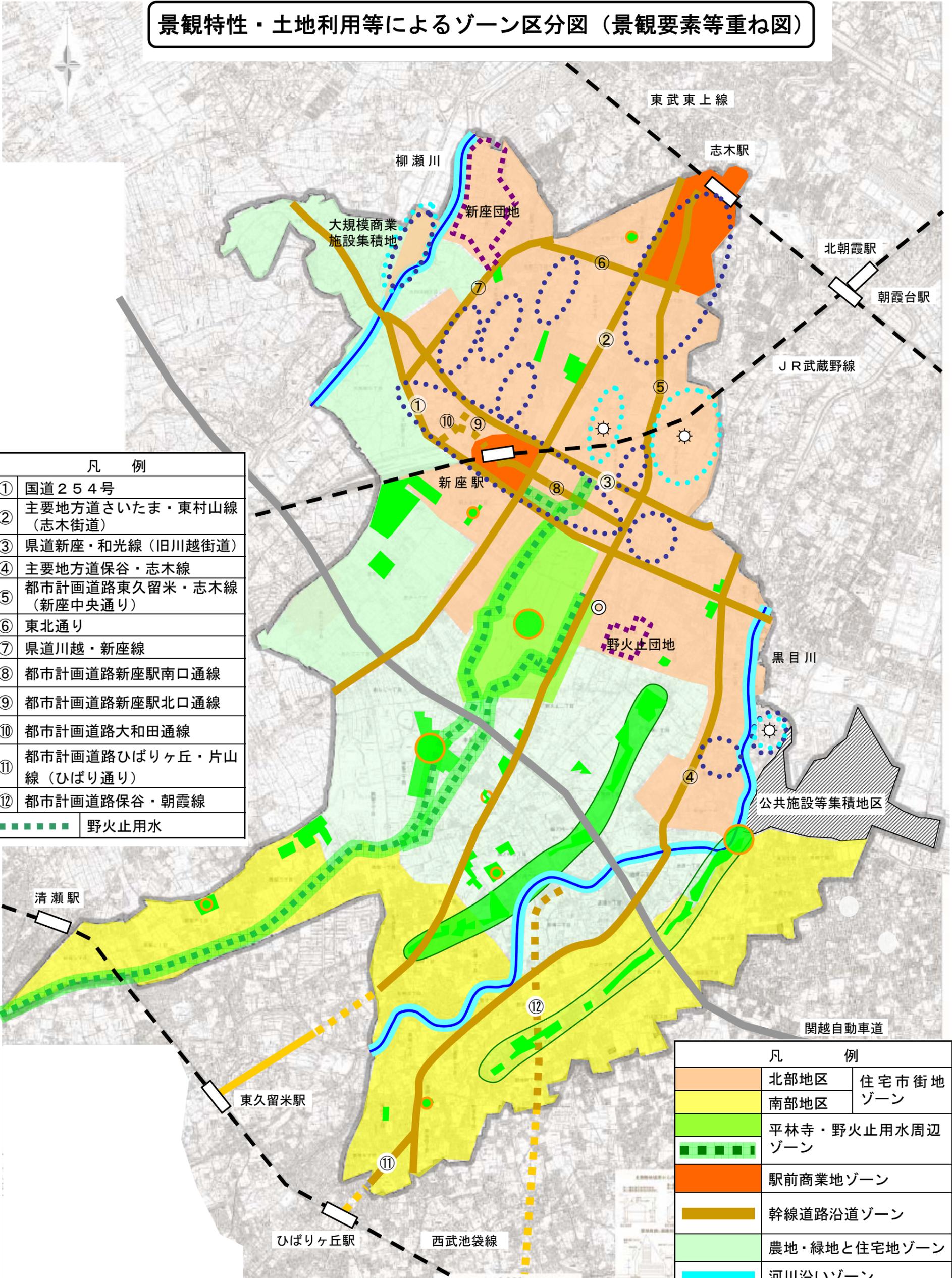
景観特性・土地利用等によるゾーン区分図



凡 例	
①	国道254号
②	主要地方道さいたま・東村山線 (志木街道)
③	県道新座・和光線(旧川越街道)
④	主要地方道保谷・志木線
⑤	都市計画道路東久留米・志木線 (新座中央通り)
⑥	東北通り
⑦	県道川越・新座線
⑧	都市計画道路新座駅南口通線
⑨	都市計画道路新座駅北口通線
⑩	都市計画道路大和田通線
⑪	都市計画道路ひばりヶ丘・片山 線(ひばり通り)
⑫	都市計画道路保谷・朝霞線
■■■■■	野火止用水

凡 例	
■	北部地区 住宅市街地 ゾーン
■	南部地区
■	平林寺・野火止用水周辺 ゾーン
■	駅前商業地ゾーン
■	幹線道路沿道ゾーン
■	農地・緑地と住宅地ゾーン
■	河川沿いゾーン

景観特性・土地利用等によるゾーン区分図（景観要素等重ね図）



凡 例	
①	国道254号
②	主要地方道さいたま・東村山線 (志木街道)
③	県道新座・和光線(旧川越街道)
④	主要地方道保谷・志木線
⑤	都市計画道路東久留米・志木線 (新座中央通り)
⑥	東北通り
⑦	県道川越・新座線
⑧	都市計画道路新座駅南口通線
⑨	都市計画道路新座駅北口通線
⑩	都市計画道路大和田通線
⑪	都市計画道路ひばりヶ丘・片山 線(ひばり通り)
⑫	都市計画道路保谷・朝霞線
■	野火止用水

凡 例	
■	北部地区
■	南部地区
■	住宅市街地 ゾーン
■	平林寺・野火止用水周辺 ゾーン
■	駅前商業地ゾーン
■	幹線道路沿道ゾーン
■	農地・緑地と住宅地ゾーン
■	河川沿いゾーン
●	土地区画整理事業区域
●	工場集積地
○	緑の景観拠点

② 南部地区

南部地区は、市南端の西武池袋線ひばりヶ丘駅、東久留米駅、清瀬駅を中心に市街地が形成され、中高層住宅と低層住宅が混在する駅周辺を除き、ほとんどが低層住宅地となっています。また、駅へアクセスする都市計画道路（ひばりヶ丘・片山線、東久留米・志木線、府中清瀬線）の整備が進むとともに、野寺二、三、四丁目を南北に縦貫する4車線の都市計画道路保谷・朝霞線の整備が計画されています。一方で、黒目川両岸の河岸段丘上の斜面林が緑のつながりを見せているほか、歴史的文化資産である野火止用水が市街地の中を流れています。

（基本要素）

- ア 緑の景観軸（黒目川両岸の河岸段丘上に斜面林が緑のつながり）
- イ 水と緑の景観軸（野火止用水）
- ウ 大規模商業施設
- エ 中高層住宅と低層住宅が混在する住宅地
- オ 低層住宅地

(2) 景観づくりの目標

地域の魅力を高める「豊かな表情」をつくります。

～由緒ある寺社・公園など、地域に表情を与える資源を大切に守り育て、個性と愛着の持てるまちづくりを進めます。～

(3) 景観づくりの方針

区 分	景 観 づ く り の 方 針
共 通	<p>① 地域にとって大切な場所（景観拠点）を守り、育てる。 ◇地域の資源を保全しながら、魅力ある景観をはぐくむ。 □木陰やポケットパークの整備、路地の活用などにより、人々の交流や憩いの場としてのまちかどをつくる。</p> <p>② 個性的で、快適な暮らしを支えるまちなみを育てる。 ○路地や玄関先の緑化、プランターによる花植えなど小さな緑づくりに努める。 ○地域で協力して既存樹木の保全や積極的な緑化に努め、緑を増やしていく。 ○防災や景観に配慮して、生垣化や塀の高さを抑えるなど、安全な住宅づくりを進める。 ◇地域が協力しながら、まちぐるみで美観づくりを進める。（＊にいざまち美化パートナーによる清掃美化活動の推進、＊公園美化への市民参加）</p> <p>③ 緑をつくり、ゆとりをもたらす中高層住宅の景観をつくる。 □大規模開発の適切な誘導（オープンスペースの確保、屋上緑化、壁面後退、周囲の緑化、公園、通り抜け通路など）により、質の高い住宅地の景観を創出していく。（＊開発行為等における緑化指導）</p> <p>④ 市街地に溶け込む、うるおいある工業地・大規模商業施設等の景観をつくる。</p>

区 分	景 観 づ く り の 方 針
	<p>○構内や外周の緑化、緩衝緑地帯の設置などにより、工業地や大規模商業施設での緑の創出に努める。</p> <p>○工場建物・設備や大規模商業施設の色彩やデザインなどに配慮し、周辺環境から突出しないものとする。</p> <p>○資材置場等の周りは生垣や植栽等で修景を施す。</p>
北 部 地 区	<p>① 土地区画整理事業施行地区等の地区計画が定められている地区については、本制度の適切な運用により良好なまちなみ景観の維持・創出を図る。</p> <p>② 市街地内の雑木林の保全に努めるとともに、市民憩いの森等について景観拠点としての活用を図る。</p>
南 部 地 区	<p>① 黒目川両岸の河岸段丘上の連続する斜面林について、緑の景観軸として保全に努めるとともに、眺望景観に配慮した景観形成を図る。</p> <p>② 野火止用水周辺の区域については、水と緑の景観軸に配慮したまちなみ形成を図るとともに、身近な緑の保全と創出に努める。</p> <p>③ 市街地内の雑木林の保全に努めるとともに、市民憩いの森等について景観拠点としての活用を図る。</p>

【景観づくりの方向性】

○ 市民・事業者	◇ 協 働	□ 市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小さな緑づくりの推進（路地、敷地内緑化、プランター、既存樹木の保全、等） ・ 工場・大規模商業施設の緑化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちぐるみでの美観づくり（にぎまち美化パートナーによる清掃美化活動の推進、公園美化への市民参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模開発の適切な誘導（オープンスペースの確保、屋上緑化等） ・ 交流まちかどスポットづくり（木陰やポケットパークの整備、路地の活用）

2 平林寺・野火止用水周辺ゾーン

(1) ゾーンの特性と基本要素

「平林寺・野火止用水周辺ゾーン」は、平林寺、野火止用水、武蔵野の面影を残す雑木林が特徴となっています。そして、隣接する市役所等の公共施設や住宅地等から構成されています。平林寺は、武蔵野の雑木林が減少の一途をたどっている中で、広い面積の豊かな自然が残され、人々に憩いの場を提供してくれる大変貴重な財産といえます。

（景観要素）

緑地の景観、農地の景観、歴史と文化の景観、道路の景観、住宅地の景観、公共施設の景観

(2) 景観づくりの目標

歴史的風情を継承し、「緑を味わえる」まちなみをつくります。

～現代まで受け継がれ、地域の文化をはぐくんできた歴史的文化資産を受け継ぎ、守り育て、まちの風格と人々の愛着を高めていきます。～

(3) 景観づくりの方針

- ① 平林寺、野火止用水を中心とする歴史的文化資産に調和したまちなみを育てる。
 - 平林寺や野火止用水の景観に配慮した沿道建物のルールづくりを行う。
 - 道路沿いにゆとりのスペースを設けるなど開放的なデザインとする。
 - 原色を避けるなど、自然や歴史性に配慮した建物のデザインとする。
 - 植栽や生垣化などにより、住宅内の小さな緑を増やしていく。
 - 擁壁等の工作物は植栽などにより修景する。
- ② 歴史と文化の景観拠点として眺望景観を守る。
 - 平林寺や野火止用水周辺地区は、建物の高さや形態（屋根等）、材質や色彩に留意し、眺望景観を阻害しないようにする。
 - ◇平林寺境内林を中心とする緑地の保全に努め、市街地からの眺望景観を守る。
（*憩いの森の保全・活用、*みどりのまちづくり基金の活用）
 - 敷地内緑化の工夫や既存樹木の保全、建物の高さや形態・色彩等への配慮など、緑の眺望（連続性）に配慮する。
 - ◇地域が協力しながら、まちぐるみで美観づくりを進める。（*野火止用水クリーンキャンペーンの推進）
- ③ 自然、歴史・文化の景観資源に親しめる環境をつくる。
 - *フィールドミュージアムを支える「発見の径（こみち）」として野火止用水沿いを整備する。（休憩所やトイレ、案内板等をウォーキング客の視点で整備、*野火止用水の復元・創生）

【景観づくりの方向性】

○ 市民・事業者	◇ 協働	□ 市
<ul style="list-style-type: none"> ・沿道建物デザインの景観への配慮（敷地内緑化、既存樹木の保全、建物の高さや形態・色彩等への配慮） ・沿道緑化の推進（玄関先緑化、プランター等） ・敷地前オープンスペースの確保 ・擁壁の緑化等の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちぐるみでの美観づくり（野火止用水クリーンキャンペーンの推進） ・眺望景観の保護（憩いの森の保全・活用、みどりのまちづくり基金の活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平林寺や野火止用水の景観に配慮した沿道建物のルールづくり ・「発見の径（こみち）」の整備（休憩所・トイレ、案内板等のウォーキング客の視点での整備、野火止用水の復元・創生）

3 駅前商業地ゾーン

(1) ゾーンの特性と基本要素

「駅前商業地ゾーン」は、東武東上線志木駅、JR武蔵野線新座駅などの駅周辺の地域です。このゾーンには様々な業種の商業・業務施設が立地し、通勤・通学のための鉄道利用者や買い物や仕事などで訪れる人々、駅周辺に暮らす人々などの生活活動が重なり、にぎわいと活気にあふれています。その反面、放置自転車や屋外広告物などが景観を阻害しているという課題もあります。

このような様々な要素を含めた「駅前商業地ゾーン」の全体がまちの玄関口であり、「地域の顔」となっています。

(景観要素)

緑地の景観、道路の景観、住宅地の景観、駅前・商業地の景観、まちかどの景観、公共施設の景観

(2) 景観づくりの目標

市の玄関口として、活力とにぎわいのある“顔づくり”をします。

～「住む人」、「訪れる人」、「仕事する人」など多様な人々が、お互いに協力し合い、地域のシンボル性を高めながら、人に優しいまちづくりを進めます。～

(3) 景観づくりの方針

① 地域の個性を演出する、駅前にふさわしいまちなみ（景観拠点）をつくる。

◇まちの象徴となるシンボリックな景観形成と季節感の演出を行う。（*フラワーリメイク事業）

□フィールドミュージアムの観点からの総合案内板やサインをつくる。

○建物の形態や色調などに連続性を持たせるとともに、オープンスペースの確保に努める。

□人々が集まり交流する空間（広場、ベンチ、木陰等）をつくる。

○街角や店舗前にゆとりの空間を確保し、人々が立ち止まれる場をつくる。

② 駅とまちをつなぐネットワーク（景観軸）をつくる。

◇駅から続く近隣商店街は、街路樹の植樹や店舗前の緑化、道路の安全性向上とユニバーサルデザインによる歩いて楽しい空間（通りの表情）づくりを行う。

○建物のファサード（外観）の連続性などに配慮し、心地よく歩ける通りをつくる。（ショーウィンドウ、夜間照明、低層部を暖色系〈暖かい印象〉にする。）

③ 商業地と住宅地が快適に共存できるまちなみを育てる。

○生活感のある路地を花や樹木で彩り、表情と安らぎを与える景観としていく。

○商業地周辺では、建物周囲の緑化などにより、居住環境の保全に配慮する。

○オープンスペースの確保や緑化の推進などにより、防災性に配慮したゆとりある空間をつくる。

④ 暮らしを支える地域に密着した商店街の表情をはぐくむ。

◇店舗・街路灯・自動販売機などのデザインに配慮し、統一感ある商店街をつくる。

○店舗前のゆとりの空間、店内が外から見えるデザイン、塀の工夫など楽しく買い物ができる通りとする。

□ユニバーサルデザインにより子どもや高齢者など、すべての人が安全に歩ける環境をつくる。

【景観づくりの方向性】

○ 市民・事業者	◇ 協働	□ 市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店・住宅の視覚的連続性の確保（塀・建物デザイン） ・ 敷地前オープンスペースの確保 ・ 広告物・看板の統一 	<ul style="list-style-type: none"> ・ シンボリックな景観形成と季節感の演出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サイン計画と設置（分かりやすい案内と解説） ・ まちかどの景観スポットづくり（ベンチ、木陰）

○ 市民・事業者	◇ 協働	□ 市
・店舗照明・ショーウィンドウ化		・路上施設を洗練されたデザインに

4 幹線道路沿道ゾーン

(1) ゾーンの特性と基本要素

「幹線道路沿道ゾーン」は、幹線道路とその沿道から構成されます。幹線道路としては、国道254号や主要地方道さいたま・東村山線（志木街道）、県道新座・和光線（旧川越街道）、都市計画道路東久留米・志木線（新座中央通り）など、都市間を結ぶ広域的な幹線道路、市内の各地域を結ぶ都市計画道路などがあります。幹線道路は、移動空間の役割だけでなく、人々の交流をはぐくむネットワークとして重要な役割を担っており、また、車窓から眺める景観を通して、まちの印象を人々に与えています。地域ごとに個性が異なっていて、様々なまちの表情があること、眺望景観が楽しめること、人々の活動と交流の場でありシンボル性が高いことなどが、幹線道路沿道の特徴です。

（景観要素）

緑地の景観、道路の景観、住宅地の景観、まちかどの景観

(2) 景観づくりの目標

人々のふれあいを楽しむ、安心して安全な「うるおいのある道」をつくります。

～幹線道路が周辺地域に調和した人々のふれあいの場となるように、安全で快適な道づくりとうるおいある沿道景観づくりを進めます。～

(3) 景観づくりの方針

① 人々の交流をはぐくむネットワーク（景観軸）として、安全でうるおいのある道路空間をつくる。

□交差点を中心に木陰のポケットパークなどをつくり、人々の交流の場としていく。

◇沿道の緑化の推進、季節感の演出などにより、うるおいのある道づくりを進める。（*地域別フラワーロードの形成、*東久留米・志木線フラワーロード）

□歩道空間を中心に、人々が安全で快適に往来し、立ち止まり、交流できるゆとりの空間としていく。（ユニバーサルデザイン、案内板、ポケットパーク、夜間照明の演出等、*安全・安心な道づくり）

□ストリートファニチャーなど、魅力的な沿道施設づくりを進める。

□拠点施設への道筋を分かりやすくし、並木などにより、シンボル性を創出する。

② 地域の個性を大切にし、愛着の持てる沿道景観を育てる。

◇公共施設や中高層建築物は、ランドマーク性を意識したデザインとする。

○建物や駐車場の緑化に努め、連続性ある沿道の緑をはぐくむ。

○建物の形態や意匠、スカイラインなどに配慮し、統一感とリズム感のあるまちなみをつくる。

◇路上駐車や捨て看板などをできるだけ排除していく。（*違反簡易広告物除却制度の確立・推進）

【景観づくりの方向性】

○ 市民・事業者	◇ 協働	□ 市
<ul style="list-style-type: none"> ・連続性のある沿道緑化（建物、駐車場の緑化） ・統一感とリズム感あるまちなみ形成（スカイラインに配慮した建物のデザイン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマーク性を意識した公共施設・中高層建築物のデザイン ・路上駐車、捨て看板などの排除 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちかどの景観スポットづくり（ベンチ、木陰） ・安全・快適・魅力的な歩道・沿道施設づくり（緑化、ユニバーサルデザイン、案内板等） ・道路のシンボル性の創出（並木道、ストリートファニチャー） ・サイン計画と設置（分かりやすい案内と解説）

5 農地・緑地と住宅地ゾーン

(1) ゾーンの特性と基本要素

「農地・緑地と住宅地ゾーン」は、市街化調整区域を中心とする本市中央に広がる農地、雑木林・斜面林等の緑地、そしてこれらに隣接する住宅地などで構成されています。特に、緑地は、都市化により分断はされつつも帯状に残っていて、一団の緑地景観を呈しています。また、自然と農地、それらを背景とした住宅など、水と緑と土、農地で働く人々の姿など、心のふるさととして、人々の憩いと安らぎの場、「昔の風景」を醸し出す景観をつくりだしています。

（景観要素）

緑地の景観、河川の景観、農地の景観、道路の景観、住宅地の景観、まちかどの景観、公共施設の景観

(2) 景観づくりの目標

緑と農地を守りつつ、住環境とうまく共存していきます。

～自然と農地、それらを背景とした住宅という昔ながらの「ふるさと」を大切に守り、育てて、人々の憩いと安らぎの場、落ち着いた暮らしの場としていきます。～



本多地区の農地と住宅

(3) 景観づくりの方針

① 自然と人々が楽しく触れ合える場（景観拠点）をつくる。

◇遊休農地等を市民農園として活用するなど、農業や自然と親しめる楽しい場をつくる。（*レジャー農園の充実）

□公共施設は、地域の景観に配慮したデザイン・色彩にするとともに、施設周辺の道路等の修景に努める。（施設周辺の歩行者空間や案内板・サインの充実）

② 農地と緑地を連続させながら、楽しみのあるネットワーク（景観軸）をつくる。

◇農地や斜面林、寺社林や屋敷林を保全しながら、連続する緑と農地のネットワークをつくる。（*妙音沢特別緑地保全地区の整備・保全）

□子どもから大人までが自然景観を楽しめる安全な歩行者空間や景観スポット等をつくる。

□緑地の開放や樹名板の設置など環境学習の場や自然と親しむ場を充実させる。

(*竹林・屋敷林の整備・活用、 *雑木林の山野草観察園としての活用、 *カブトムシ・クワガタの里づくり、 *雑木林〈ヤマ〉のモデル事業)

③ 自然に溶け込んだまちなみを育てる。

○自然が豊かな住宅地として、積極的な緑化に努める。(敷地内緑化、生垣化、既存樹木の保全等)

○資材置場等の周りは生垣や植栽等で修景を施す。

【景観づくりの方向性】

○ 市民・事業者	◇ 協働	□ 市
・住宅地内の緑化(敷地内緑化、生垣化、既存樹木の保全等)	・遊休農地の活用(レジャー農園の充実) ・連続する緑と農地のネットワーク化(農地、斜面林、神社林、屋敷林の保全)	・地域景観に配慮した公共施設のデザイン・色彩 ・自然景観を楽しめる歩行者空間や景観スポットの創出 ・環境学習の場や自然と親しむ場としての緑地の開放(樹名板の設置、竹林・屋敷林の整備・活用、雑木林の山野草観察園としての活用、カブトムシ・クワガタの里づくり、雑木林〈ヤマ〉のモデル事業)

6 河川沿いゾーン

(1) ゾーンの特性と基本要素

「河川沿いゾーン」は、黒目川、中沢川、柳瀬川、中野川などまちなかを流れる河川から構成されています。このゾーンの特徴は、水辺・動植物などの自然の広がりある河川空間にあり、これらは都市化の進んだ本市における市民の貴重な財産となっています。

(景観要素)

緑地の景観、河川の景観

(2) 景観づくりの目標

新座らしい“水と緑の回廊”をつくります。

～水辺・動植物などの自然を守りながら、広がりある河川空間を生かした河川景観づくりを進めます。～

(3) 景観づくりの方針

① 自然豊かな景観を守り、水辺に親しめる場をつくる。

□親水ゾーンとして、河川の親水性を再生する。(遊歩道の連続化、親水施設等の環境整備を国・県に要望)

◇水質の浄化、河川敷の美化に努め、ゴミのないきれいな川をつくる。

② まちなかの川を景観軸として、憩いと安らぎの景観を育てる。

◇護岸の修景や水質浄化に努め、川を憩いと安らぎの場とする。

◇河川沿いの並木づくりなど、緑化を進める。(地域のシンボルとなる並木による季節感の演出や民地での緑化、 *サクラと菜の花の里づくり)

○市民参加により河川の美化や住宅地の緑化に努め、河川沿いに美しい景観をはぐくむ。

□快適な歩行者・自転車ルート、ビューポイント、親水空間、サインなどを整備し、人々の交流をはぐくむ。（*黒目川・柳瀬川カヌー、いかだ遊びの場づくり）

□河川の魅力を高めるような橋のデザインとしていく。

【景観づくりの方向性】

○ 市民・事業者	◇ 協働	□ 市
<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加による河川美化、住宅地の緑化 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の浄化、河川敷の美化 ・河川沿いの緑化（並木づくり、サクラと菜の花の里づくり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・親水ゾーンの再生（遊歩道の連続化、親水施設等の環境整備） ・護岸の修景 ・快適な周遊ルート、ビューポイントの整備 ・魅力を高める橋のデザイン



黒目川



柳瀬川遊歩道

■ 地域別の景観づくりの目標、基本方針

(* : 観光都市にいざづくりアクションプランに位置付けられている施策)

ゾーン区分	景観づくりの目標		景 観 づ く り の 方 針	協働	事業者	市民	市						
	ゾーンを構成する景観の基本要素												
1 住宅市街地ゾーン	<p>◆目標 地域の魅力を高める「豊かな表情」をつくります。 ～由緒ある寺社・公園など、地域に表情を与える資源を大切に守り育て、個性と愛着のもてるまちづくりを進めます。～</p> <p>◆基本要素 緑地の景観 農地の景観 道路の景観 住宅地の景観 まちかどの景観 工場の景観 公共施設の景観</p>	共通	① 地域にとって大切な場所（景観拠点）を守り、育てる。 ・地域の資源を保全しながら、魅力ある景観をはぐくむ。 ・木陰やポケットパークの整備、路地の活用などにより、人々の交流や憩いの場としてのまちかどをつくる。	○			○						
			② 個性的で、快適な暮らしを支えるまちなみを育てる。 ・路地や玄関先の緑化、プランターによる花植えなど小さな緑づくりに努める。 ・地域で協力して既存樹木の保全や積極的な緑化に努め、緑を増やしていく。 ・防災や景観に配慮して、生垣化や塀の高さを押さえるなど、安全な住宅づくりを進める。 ・地域が協力しながら、まちぐるみで美観づくりを進める（*にいざまち美化パートナーによる清掃美化活動の推進、*公園美化への市民参加）			○							
			③ 緑をつくり、ゆとりをもたらす中高層住宅の景観をつくる。 ・大規模開発の適切な誘導（オープンスペースの確保、屋上緑化、壁面後退、周囲の緑化、公園、通り抜け通路など）により、質の高い住宅地の景観を創出していく。（*開発行為等における緑化指導）				○						
			④ 市街地に溶け込む、うるおいある工業地・大規模商業施設の景観をつくる。 ・構内や外周の緑化、緩衝緑地帯の設置などにより、工業地や大規模商業施設での緑の創出に努める。 ・工場建物・設備や大規模商業施設の色彩やデザインなどに配慮し、周辺環境から突出しないものとする。			○							
			北部地区	① 土地区画整理事業施行地区等の地区計画が定められている地区については、本制度の適切な運用により良好なまちなみ景観の維持・創出を図る。									
				② 市街地内の雑木林の保全に努めるとともに、市民憩いの森等について景観拠点としての活用を図る。									
			南部地区	① 黒目川両岸の河岸段丘上の連続する斜面林について、緑の景観軸として保全に努めるとともに、眺望景観に配慮した景観形成を図る。									
				② 野火止用水周辺の区域については、水と緑の景観軸に配慮したまちなみ形成を図るとともに、身近な緑の保全と創出に努める。									
				③ 市街地内の雑木林の保全に努めるとともに、市民憩いの森等について景観拠点としての活用を図る。									
			2 平林寺・野火止用水周辺ゾーン	<p>◆目標 歴史的風情を継承し、「緑を味わえる」まちなみをつくります。 ～現代まで受け継がれ、地域の文化をはぐくんできた歴史的な文化資産を受け継ぎ、守り育て、まちの風格と人々の愛着を高めていきます。～</p> <p>◆基本要素 緑地の景観 農地の景観 歴史と文化の景観 道路の景観 住宅地の景観 公共施設の景観</p>	共通	① 平林寺・野火止用水を中心とする歴史的文化資産に調和したまちなみを育てる。 ・平林寺や野火止用水の景観に配慮した沿道建物のルールづくりを行う。 ・道路沿いにゆとりのスペースを設けるなど開放的なデザインとする。 ・原色を避けるなど、自然や歴史性に配慮した建物のデザインとする。 ・植栽や生垣化などにより、住宅内の小さな緑を増やしていく。 ・擁壁等の工作物は植栽などにより修景する。				○			
						② 歴史と文化の景観拠点として眺望景観を守る。 ・平林寺や野火止用水を周辺地区は、建物の高さや形態（屋根等）を工夫し、眺望景観を阻害しないようにする。 ・平林寺境内林を中心とする緑地の保全に努め、市街地からの眺望景観を守る（*憩いの森の保全・活用、*みどりのまちづくり基金の活用）。 ・敷地内緑化の工夫や既存樹木の保全、建物の高さや形態・色彩等への配慮など、緑の眺望（連続性）に配慮する。 ・地域が協力しながら、まちぐるみで美観づくりを進める（*野火止用水クリーンキャンペーンの推進）。		○					
						③ 自然、歴史・文化の景観資源に親しめる環境をつくる。 *野火止用水沿いについて、フィールドミュージアムを支える「発見の径（こみち）」として整備する。（休憩所やトイレ、案内板等のウォーキング客の視点での整備、*野火止用水の復元・創生）				○			
						3 駅前商業地ゾーン	<p>◆目標 市の玄関口として、活力とにぎわいのある“顔づくり”をします。 ～「住む人」「訪れる人」「仕事する人」など多様な人々が、お互いに協力し合い、地域のシンボル性を高めながら、人に優しいまちづくりを進めます。～</p> <p>◆基本要素 緑地の景観 道路の景観 住宅地の景観 駅前・商業地の景観 まちかどの景観 公共施設の景観</p>	共通	① 地域の個性を演出する、駅前にふさわしいまちなみ（景観拠点）をつくる。 ・まちの象徴となるシンボリックな景観形成と季節感の演出を行う（*フラワーリメイク事業）。 ・フィールドミュージアムの観点からの総合案内板やサインをつくる。 ・建物の形態や色調などに連続性を持たせるとともに、オープンスペースの確保に努める。 ・人々が集まり交流する空間（広場、ベンチ、木陰等）をつくる。 ・街角や店舗前にゆとりの空間を確保し、人々が立ち止まれる場をつくる。	○			○
									② 駅とまちをつなぐネットワーク（景観軸）をつくる。 ・駅から続く近隣商店街は、街路樹の植樹や店舗前の緑化、道路の安全性向上とユニバーサルデザインによる歩いて楽しい空間（通りの表情）づくりを行う。 ・建物のファザード（外観）の連続性などに配慮し、心地よく歩ける通りをつくる（ショーウィンドウ、夜間照明、低層部を暖色系〈暖かい印象〉にする。）		○		○

ゾーン区分	景観づくりの目標		景 観 づ く り の 方 針	協働	事業者	市民	市
	ゾーンを構成する景観の基本要素						
			<p>③ 商業地と住宅地が快適に共存できるまちなみを育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活感のある路地を花や樹木で彩り、表情と安らぎを与える景観として行く。 商業地周辺では、建物周囲の緑化などにより、居住環境の保全に配慮する。 オープンスペースの確保や緑化の推進などにより、防災性に配慮したゆとりある空間をつくる。 <p>④ 暮らしを支える地域に密着した商店街の表情をはぐくむ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 店舗・街路灯・自動販売機などのデザインに配慮し、統一感ある商店街を育てる。 店舗前のゆとりの空間、店内が外から見えるデザイン、塀の工夫など楽しく買い物ができる通りとする。 ユニバーサルデザインにより子供や高齢者など、すべての人が安全に歩ける環境をつくる。 				
4 幹線道路沿道ゾーン	<p>◆目標 人々のふれあいを楽しむ、安心で安全な「うるおいのある道」をつくりまします。 ～幹線道路が周辺地域に調和した人々のふれあいの場となるように、安全で快適なみちづくりとうるおいある沿道景観づくりを進めます。～</p> <p>◆基本要素 緑地の景観 道路の景観 住宅地の景観 まちかどの景観</p>	<p>① 人々の交流をはぐくむネットワーク（景観軸）として、安全でうるおいのある道路空間をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交差点を中心に木陰のポケットパークなどをつくり、人々の交流の場としていく。 沿道の緑化の推進、季節感の演出などにより、うるおいのある道づくりを進める（*地域別フラワーロードの形成、*東久留米・志木線フラワーロード）。 歩道空間を中心に、人々が安全で快適に往来し、立ち止まり、交流できるゆとりの空間としていく（ユニバーサルデザイン、案内板、ポケットパーク、夜間照明の演出等、*安全・安心な道づくり）。 ストリートファニチャーなど、魅力的な沿道施設づくりを進める。 拠点施設への道筋を分かりやすくし、並木などにより、シンボル性を創出する。 <p>② 地域の個性を大切に、愛着のもてる沿道景観を育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設や中高層建築物は、ランドマーク性を意識したデザインとする。 建物や駐車場の緑化に努め、連続性ある沿道の緑をはぐくむ。 建物の形態や意匠、スカイラインなどに配慮し、統一感とリズム感のあるまちなみをつくる。 路上駐車や捨て看板などをできるだけ排除していく（*違反簡易除却制度の確立・推進）。 					
5 農地・緑地と住宅地ゾーン	<p>◆目標 緑と農地を守りつつ、住環境とうまく共存していきます。 ～自然と農地、それらを背景とした住宅という昔ながらの「ふるさと」を大切に守り、育てて、人々の憩いと安らぎの場、落ち着いた暮らしの場としていきます。～</p> <p>◆基本要素 緑地の景観 河川の景観 農地の景観 道路の景観 住宅地の景観 まちかどの景観 公共施設の景観</p>	<p>① 自然と人々が楽しく触れ合える場（景観拠点）をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊休農地等を市民農園として活用するなど、農業や自然と親しめる楽しい場をつくる。（*レジャー農園の充実） 公共施設は、地域の景観に配慮したデザイン・色彩にするとともに、周辺やアプローチ道の修景に努める。（施設周辺の歩行者空間や案内板・サインの充実） <p>② 農地と緑地を連続させながら、楽しみのあるネットワーク（景観軸）をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地や斜面林、寺社林や屋敷林を保全しながら、連続する緑と農地のネットワークをつくる（*妙音沢特別緑地保全地区の整備・保全）。 子どもから大人までが自然景観を楽しめる安全な歩行者空間や景観スポット等をつくる。 緑地の開放や樹名板の設置など環境学習の場や自然と親しむ場を充実させる。（*竹林・屋敷林の整備・活用、*雑木林の山野草観察園としての活用、*カブトムシ・クワガタの里づくり、*雑木林〈ヤマ〉のモデル事業） <p>③ 自然に溶け込んだまちなみを育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然が豊かな住宅地として、積極的な緑化に努める（敷地内緑化、生垣化、既存樹木の保全等） 					
6 河川沿いゾーン	<p>◆目標 新座らしい“水と緑の回廊”をつくりまします。 ～水辺・動植物などの自然を守りながら、広がりある河川空間を生かした河川景観づくりを進めます。～</p> <p>◆基本要素 緑地の景観 河川の景観</p>	<p>① 自然豊かな景観を守り、水辺に親しめる場をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 親水ゾーンとして、河川の親水性を再生する（遊歩道の連続化、親水施設等の環境整備を国・県に要望）。 水質の浄化、河川敷の美化に努め、ゴミのないきれいな川をつくる。 <p>② まちなかの川を景観軸として、憩いと安らぎの景観を育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 護岸の修景や水質浄化に努め、川を憩いと安らぎの場とする。 河川沿いの並木づくりなど、緑化を進める（地域のシンボルとなる並木による季節感の演出や民地での緑化、*サクラと菜の花の里づくり）。 市民参加により河川の美化や住宅地の緑化に努め、河川沿いに美しい景観をはぐくむ。 快適な歩行者・自転車ルート、ビューポイント、親水空間、サインなどを整備し、人々の交流をはぐくむ（*黒目川・柳瀬川カヌー、いかだ遊びの場づくり）。 河川の魅力を高めるような橋のデザインとしていく。 					

第5章 景観づくりを推進するために

景観づくりを推進するためには、市による各種制度を活用した景観の規制・誘導を図るとともに、市民や地域の住民、NPO等の主体的な取組や、様々な景観に係る技術を有する事業者等の活動を促進するとともに、これらの活動の連携や協調、さらには市との協働を図る必要があります。

このため、市民や市民団体等による多様な活動を推進し、育てるための支援策の充実を図るとともに、推進体制の確立を図り、総合的な景観づくりを進めます。

また、美しく生き生きとした景観は、調和や統一のみを求めるだけでなく、人々の日々の営みや多様な価値観に反映された行為の積み重ねによって生まれるものです。市民一人一人の、あるいは地域の個性の表れを尊重しながら、地域や市全体と調和した、生き生きとした景観づくりを目指します。

景観づくり

市民の役割・取組

- ※ 景観への理解の向上と身近にできる取組が重要
- ① 自分たちのまちづくりや新座の景観についての意識を高めること。
 - ② 地域の美化や景観に配慮したまちなみづくりの活動に取り組むこと。
 - ③ 市民相互の情報の共有や発信をしていくこと。

事業者の役割・取組

- ※ 地域への景観的な配慮が必要
- ① 法令・規制を遵守し、地域に対して責任ある事業の実施をすること。
 - ② 看板・広告などに配慮すること、また、商いと地域文化のバランスを考えること。
 - ③ 事業所の緑化など、地域の景観に配慮をすること。

協働

基本理念や目標の共有

市の役割・取組

- ※ 市民・事業者への働きかけ、条例や制度的な措置が必要
- ① 良好な景観づくりのために、原則となるべき基本計画を定めること。
 - ② 貴重な緑や歴史と文化資源を守るための方策を考えること。
 - ③ 公共施設や公共空間の景観づくりを進めること。
 - ④ 景観の規制・誘導の手だてとして、条例などによる方策を定めること。
 - ・ 建築や開発に対する景観誘導方策
 - ・ 看板・広告に対する方策
 - ⑤ 市民の意識を高めること。
 - ⑥ 市民活動の支援や情報などの提示をすること。

1 (仮称) 新座市景観条例の制定

良好な景観の保全、形成への取組を総合的かつ計画的に推進するため、その根拠となる(仮称)新座市景観条例を制定します。

(条例の体系骨子の例)

- ① 目的・基本理念・責務
- ② 景観づくりビジョンの位置付け
- ③ 景観づくりの基本的施策
 - ア 市の施策の策定・実施時の景観への配慮
 - イ 市民、事業者との意見交換・学習の機会、情報の提供
 - ウ 市民等の活動への支援
- ④ 景観計画の策定手続
- ⑤ 景観計画区域内の行為の制限
- ⑥ 市民活動の推進と支援(登録団体への活動費用の助成、表彰)
- ⑦ 景観審議会(景観計画策定の諮問、勧告・命令)

■ 景観づくりビジョン・景観計画・景観条例との関係

新座市景観づくりビジョン

- 基本理念・基本目標
- 基本方針(景観要素別、地域別)
- 実現化方策



景観づくりの
マスタープラン的位置付け



景観法を活用した景観づくり

景観行政団体

景観法に基づく景観計画(定めることのできる内容)

- 景観計画区域の設定(市全域を検討中)
- 良好な景観形成に関する方針
- 行為の制限(建築行為等に対する景観形成の基準)
⇒届出・勧告制(基準に適合しない場合は条例に基づく変更命令が可)
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定
- 屋外広告物の設置に関する行為の制限 等



景 観 条 例

景観法委任条例

- 景観計画の策定手続
- 景観計画区域内の行為の制限
(適用除外、変更命令できる対象行為)
- 景観重要建造物・景観重要樹木の管理
方法 等

自主条例

- 基本理念
- 景観づくりビジョンの位置付け
- 市民活動の支援方策
- まちづくり専門家の派遣
- 表彰制度 等

2 景観法等を活用した景観づくり

2-1 景観法を活用した景観づくり

景観法第8条の規定により策定する「新座市景観計画」及び（仮称）新座市景観条例に基づき景観づくりを進めます。

(1) 景観法に基づく景観行政団体の指定

景観計画を策定し、本計画に基づき景観づくりを進めていくためには、景観法の規定による景観行政団体となる必要があります。本市が景観行政団体になることについて、平成18年11月15日付けで埼玉県知事の同意を得ました。

その後、法定公示期間を経て、平成19年2月1日に「景観行政団体」となりました。

(2) 景観計画

景観法に基づき景観計画区域を指定し、景観形成に関する方針、景観形成のための行為規制基準等を定めた新座市景観計画を策定します。

本計画に基づき、建築行為等の規制・誘導を図り、景観づくりを進めていきます。

(3) 周辺環境と調和した大規模建築物等の誘導

共同住宅や商業施設、工場、広告物など、まちの景観に大きな影響を与える大規模建築物等の建設や開発事業については、景観計画に定める景観形成基準に基づき誘導を図り、周辺環境と調和した景観形成を進めます。

特に、法定の届出期限（行為着手の30日前までに届出）よりも前の段階で、事業者と協議を行う事前協議制度を設けるとともに、事業の構想・計画段階での窓口指導を行います。

2-2 諸制度を活用した景観づくり

景観づくりを総合的に推進するため、景観緑三法（*）や都市計画法などの諸制度を総合的に活用します。

* 景観緑三法とは景観法のほか、都市緑地保全法等の一部を改正する法律と、景観法の施行にともなう関係法律の整備等に関する法律をいいます。

(1) 景観づくりに関する制度

制度名	根拠	概要
景観計画区域	景観法	都市の景観を維持するための区域を指定し、届出・勧告を基本としたゆるやかな規制や誘導を行う。
景観地区	景観法 都市計画法	都市の景観形成をより積極的に推進するために地区を指定し、建築物等のデザインや色彩、形態などを規制する。
風致地区	都市計画法	都市の風致（都市の自然美）を維持するために地区を指定し、条例に基づいて建築行為等について必要な規制を行う。
景観協定	景観法	景観計画区域内で区域内住民の合意を持って建築物等の形態や意匠等の基準を定めることができる。

(2) 緑に関する制度

制度名	根拠	概要
緑地協定	都市緑地法	一団地の土地等の所有者全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される住民自身による自主的な緑地の保全や緑化の推進に関する協定
緑地保全地区	都市緑地法	樹林地、草地等の緑地で良好な自然環境や景観を形成している地区を指定し、建築等の一定行為について許可等を要する。
生産緑地地区	生産緑地法	市街化区域内農地等のうち、今後も農業用地として利用していく地区を緑地、防災空地として保全するために建築行為の規制と営農を義務化する。
首都圏近郊緑地保全地区	首都圏近郊緑地保全法	首都圏の近郊整備地帯において、良好な自然環境を形成する相当規模の緑地について、地域住民の生活環境の確保、公害等の防止、無秩序な市街化防止のため指定するもの
その他の制度：新座市指定保存樹木等の指定制度、新座市みどりの保全協定緑地（憩いの森）制度、新座市みどりのまちづくり基金		

(3) 屋外広告物に関する制度

制度名	根拠	概要
広告物協定地区 広告物活用地区 景観保全型広告整備地区	屋外広告物法	特に良好な景観形成を進める地区を指定し、その地区内において屋外広告物を設置する物件に対して、位置・形状・面積・色彩・意匠等について基準を定める制度 ※基準等は条例で定める。

(4) 都市計画法・建築基準法に関する制度

制度名	根拠	概要
特定街区	都市計画法 建築基準法	市街地の整備改善を図るため街区を単位として定め、この街区においては通常の容積率、斜線制限を緩和することにあわせ、建築物の形態を規制する。
高度地区	都市計画法	市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める。
高度利用地区	都市計画法	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高・最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面位置の制限を定める。
特別用途地区	都市計画法	用途地域による建築物の用途制限を補完して、地区レベルできめ細やかな用途制限を定める地区で、用途の制限を加重・緩和することができる。また、建築物の構造又は建築設備等の制限を条例で定めることができる。

制度名	根拠	概要
地区計画	都市計画法	地区の特性を生かした良好な市街地環境の形成及び保全を図るため、方針とそれに沿った身近な公共施設の整備と建築物等に関し必要な制限事項（高さ、壁面位置、意匠等）を定める。建築物等に関する制限事項は条例で定めることができる。
建築協定	建築基準法	住宅地としての環境又は商店街の利便性を維持増進し、かつ、土地の環境改善を図るため、建築物に関する基準（敷地・位置・構造・用途・形態・意匠等）を定める制度
総合設計	建築基準法	一般の建築規制について、その敷地規模や空地の取り方に応じて地域の環境条件に調和する範囲内で容積率、高さ、斜線制限等を緩和し、公開空地など一般の用に供する空間を設け、まちなみに潤いや開放感をもたらす制度

(5) 歴史と文化等保全に関する制度

制度名	根拠	概要
重要文化的景観保護制度	文化財保護法	良好な景観の形成を図るため、地域の歴史や文化と密接に関わる固有の風土的特色を表す文化的資産について、適切な保全・活用を図る。
重要文化財の指定と保護	文化財保護法	指定された建造物・史跡・名勝等の文化財を保全し活用を図る。
文化財登録制度	文化財保護法	近代の多様かつ多い文化財保護のために、建造物等の緩やかな保護措置をとる。

※ 本市においては、野火止用水を中心とする景観を将来にわたり保存していくために、文化財保護法に基づく重要文化的景観への選定を目指して、野火止用水文化的景観保存計画の策定に向けた取組を行っています。当面は、本ビジョンに基づき野火止用水周辺地区の景観づくりを進めますが、重要文化的景観の選定手続に合わせて、景観地区の指定についても検討を行ってまいります。

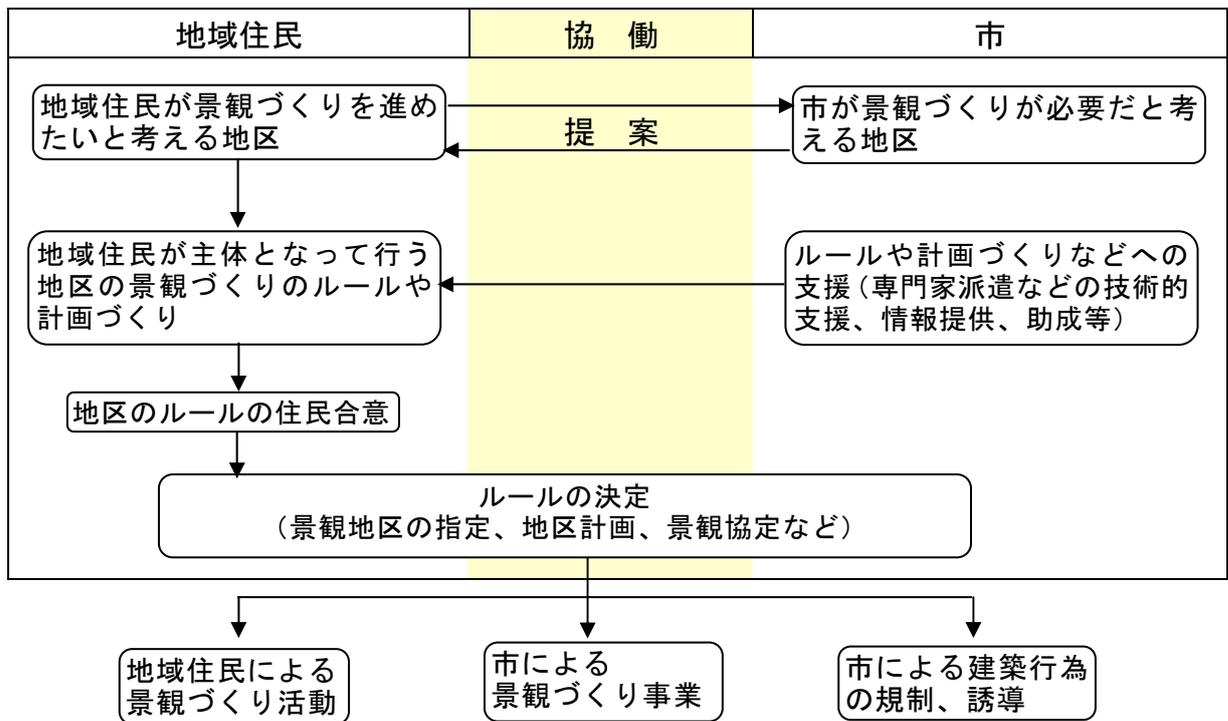
3 市民・地域の景観づくり活動の推進・支援

景観づくりは、日常的に生活する場所での景観へのちょっとした配慮による取組から始めることが重要です。市民一人一人が生活の中で少しずつ景観に配慮することによって、景観づくりの活動の輪を広げながら、景観づくりを進めていきます。

具体的には、市民一人一人が自宅や事業所・店舗などの建物や塀、生垣などの地域の景観との調和や、近隣のコミュニティにおける清掃活動、美化活動などを通じて、身の回りの景観づくりに参加し、ひいては地区や市全体への景観づくりの意識や活動を育てていきます。

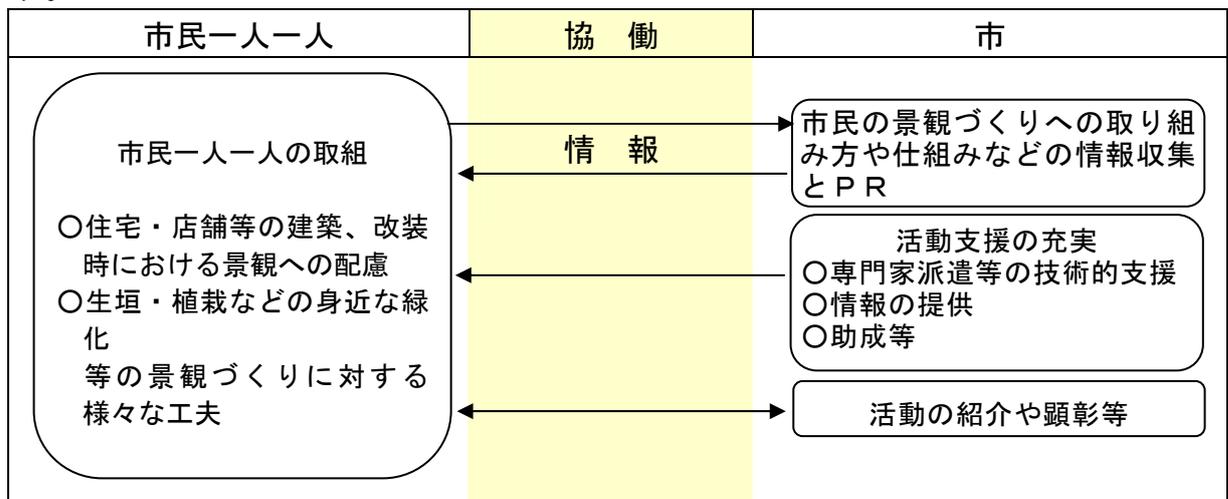
(1) 地域の景観づくり活動の推進・支援

多様な個性を持つ身近な地域において、地域住民が主体となって行う景観づくりのルールや計画づくりなどの景観づくり活動を推進します。



(2) 市民の景観づくり活動の推進・支援

市民に一人一人による景観づくり活動を推進するとともに、市支援の充実を図ります。



(3) 景観づくりに関する情報提供等の充実

① 景観づくりガイドブックの作成

- 市民や事業者に対する景観づくりの指針として、本ビジョンに基づく景観づくりの基本的な考え方やガイドライン等を示す「景観づくりガイドブック」を作成し、広く周知を図ります。

② 景観づくりに対する意識の高揚

- 広報紙やホームページ、パンフレットの活用などにより、景観づくりの考え方や活用事例などを紹介し、景観づくりに対する市民や事業者の意識の高揚を図ります。
- 景観づくりの大切さや優れた事例等を知るためのシンポジウムや展示会などを開催し、市民と市、市民同士が自由に意見交換を行う機会を充実します。

③ 市民への情報提供・相談体制の充実

- 景観づくりに取り組むに当たり、活動方法や事例、専門知識などに関する情報を市民が気軽に入手し、相談できる総合的な窓口とインターネットなどの活用による情報提供を充実します。

④ 景観を楽しむ機会の拡充

- 景観拠点（市民憩いの森などの自然に触れ合う場等）などを活用して、市民が集い、楽しめる機会の拡充を図ります。（例：憩いの森音楽祭、間伐材を利用した親子シイタケ栽培体験・クラフト教室など）

⑤ 顕彰制度の充実

- 市民や事業者による積極的な取組を促進するために、優れた事例（建築物、緑化、市民活動の取組など）を表彰する制度を制定します。

4 庁内体制の確立

景観まちづくりを総合的に推進していくために、本ビジョンを基本に、市民や専門家の意見・経験を生かしながら、市としての体制を充実します。

(1) 総合的な体制の確立

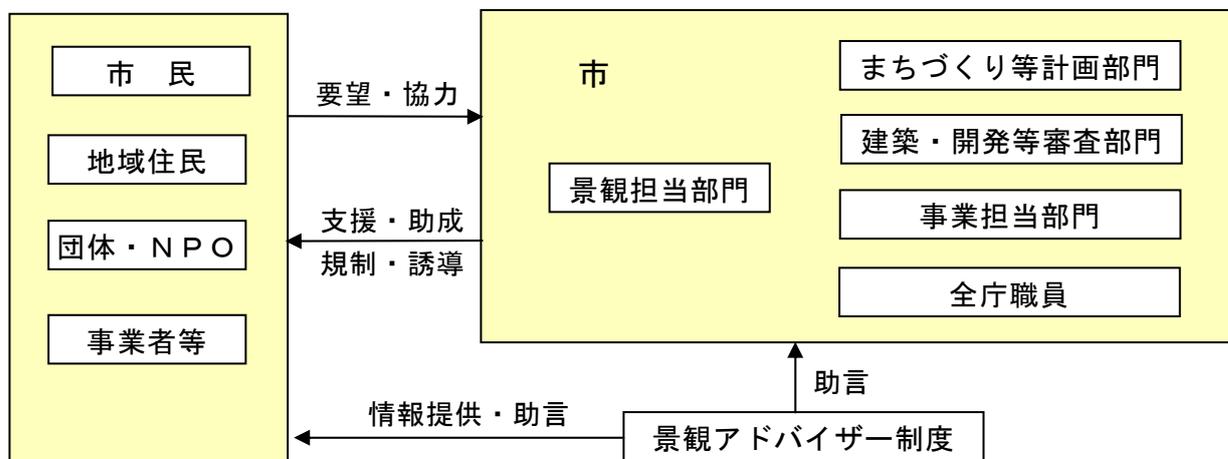
景観行政を担当する所管（専門）組織を設置し、関係部局との連携を図るとともに、市民対応への総合窓口としての機能を整備します。

(2) 職員の意識の向上

景観づくりを推進するためには、担当部局の取組だけではなく、日常業務における各部局の取組や職員一人一人の意識の向上等が重要です。このため、職員研修の充実を図るとともに、地域で展開される景観づくりへの職員参加などを進めます。

(3) 景観アドバイザー制度の導入

景観アドバイザー制度(※)を導入して、市の施策及び市民による景観まちづくりへの支援などの充実を図ります。



※ 景観形成に関し、都市計画、建築、造園、土木、造形・色彩における専門的知識又は経験を有する者を任命して、公共施設の整備改善に関する事項、行為の届出における建築物の基準適合に関する事項、地区の景観まちづくりに対する技術的援助に関する事項などに関し、情報の提供及び専門的助言を行う制度

1 上位計画等における景観の位置付け

1-1 第3次新座市基本構想総合振興計画

(1) 計画期間

平成13年度（2001）～平成22年度（2010）

(2) 景観の位置付け

第3章 自然と都市機能が調和した住みよいまちづくりをめざして

第1節 恵まれた郷土を生かすために

② 都市景観の形成

ア 基本方針…本市の豊かな自然を生かし人にやさしいまちづくりを進め、安全快適でうるおい豊かな美しい都市景観づくりを目指す。

イ 施策／美しく個性ある都市景観づくり

魅力ある景観形成を図るため、自然・地域特性を生かした景観に関する基準等を策定するとともに、景観形成を計画的に推進する地区を設定する。また、電線類の地中化や屋外広告物の適正化を推進し、美観風致の維持を図っていく。

ウ 後期基本計画／景観づくりビジョンの策定

豊かな自然と調和した美しく魅力ある都市景観を形成するために、景観づくりの基本方針や考え方を明らかにするとともに、その実現に向けて市民・事業者と市の協働による景観づくり活動の指針とすることを目的に景観づくりビジョンを策定し、本ビジョンに基づき景観法を活用した景観づくりを進める。

1-2 新座市都市計画マスタープラン

(1) 目的

都市計画マスタープランは、新座市における都市計画の総合的なマスタープランとして定めるもので、市の基本構想に即して、まちづくりのより詳細な方針を示すものである。

(2) 計画期間

平成13年度（2001）～平成32年度（2020）

(3) 景観の位置付け

① 基本方針（7つのビジョン）

Color 3（住環境・生活環境の改善～居住の快適性の確保～）

○ 魅力あるまちなみ景観

新規に供給する住宅地については、建築や景観面でのルールを設定し、良好な景観と防災機能の強化を図り、統一感（壁面の後退や色彩など）のとれた、まちなみ整備を図る。特に、普及・啓発を図るため、シンボルロードの沿道などについて景観モデル地区の設定を検討する。また、既存の住宅地や商業地についても電線類の地中化や緑化、屋外広告物の規制・誘導などにより周辺環境と調和した魅力あるまちなみの創出を図る。

② 地域別構想

ア 北東地域（東北一～二丁目、北野一～三丁目、東一～三丁目、野火止五～八丁目、畑中三丁目）

- ・国道254号については、景観や隣接地に配慮した適切な土地利用を図る。
- ・都市計画道路東久留米・志木線（新座中央通り）と都市計画道路新座駅南口通線については、緑地の整備や建物のセットバックにより景観に配慮した良好なまちなみとなるよう、シンボルロードの整備を図る。
- イ 北西地域（新座一～三丁目、中野一～二丁目、大和田一～五丁目）
 - ・国道254号については、景観や隣接地に配慮した適切な土地利用を図る。
- ウ 中央地域（畑中一～二丁目、馬場一～四丁目、野火止一～二丁目、野火止三丁目・四丁目の一部）
 - ・国道254号については、景観や隣接地に配慮した適切な土地利用を図る。
 - ・市役所周辺については、平林寺に近接することから、景観に配慮しつつ、公共施設や商業・業務施設を誘導し、利便性の高い魅力と活力ある地区形成を図る。
 - ・都市計画道路東久留米・志木線（平林寺大門通り）については、緑地の整備や建物のセットバックにより景観に配慮した良好なまちなみとなるよう、シンボルロードの整備を図る。
- エ 西部地域（野火止三丁目・四丁目の一部、菅沢一～二丁目、あたご一～三丁目）
 - ・国道254号については、景観や隣接地に配慮した適切な土地利用を図る。
- オ 南部地域（堀ノ内一～三丁目、道場一～二丁目、片山一～三丁目、石神一～五丁目、野寺一～五丁目、栗原一～六丁目）
 - ・都市計画道路東久留米・志木線については、緑地の整備や建物のセットバックにより景観に配慮した良好なまちなみとなるよう、シンボルロードの整備を図る。
- カ 南西地域（本多一～二丁目、西堀一～三丁目、新堀一～三丁目）
 - ・都市計画道路東久留米・志木線については、緑地の整備や建物のセットバックにより景観に配慮した良好なまちなみとなるよう、シンボルロードの整備を図る。

1-3 観光都市にいざビジョン・観光都市にいざづくりアクションプラン

(1) ビジョン策定の趣旨

新座市における観光都市づくりとは、新座の魅力の再発見であり、そこに存在する観光資源や歴史的文化資産を磨くことであり、何より市民と市が同一のテーマを共に考え、アイデアを出し、実行していくという新たなまちづくりの具現化である。

(2) ビジョンの位置付け

- ① 今後の新座市における観光都市づくりの在り方や基本的方向性を示すものである。
- ② 期間 平成18年度～概ね10か年

(3) ビジョンにおける景観関連項目の記述

① 資源の特性

ア 歴史的文化資産…平林寺、平林寺境内林（4.3ha）、歴史ある社寺（普光明寺、法台寺、満行寺、東福寺、蓮光寺、武野神社、氷川神社）⇒武蔵野の歴史

を伝える歴史的文化資産は潜在的な観光資源としての可能性を秘めている。

イ 自然資源

- 畑や雑木林に代表される古く懐かしい、武蔵野の面影を色濃く伝える名所（特に、志木駅から清瀬駅へと続く約9.1kmの野火止用水散策ルートは名所である平林寺と接しており、ウォーキングの愛好家が埼玉県内や近郊からも訪れて、武蔵野の面影に思いを馳せ、自然の息吹を楽しんでいる。）
- 柳瀬川と黒目川は、市民の憩いの場として定着しているほか、妙音沢特別緑地保全地区には豊富な水量を誇る湧水がある。
- これらの自然資源は、市民の新座市への愛着と来訪者との接点を考慮する上で、今後の観光都市づくりの核として重点的な整備が必要となる。

ウ 伝統行事・イベント等

- 半僧坊大祭、シティウォーキング、リサイクルマーケット、野火止用水ホテルの夕べ、新座阿波踊り大会、新座市民まつり、柳瀬川ふれあい祭り、うどん祭り、親子しいたけ体験など、1年を通じて活発にイベントが開催されており、今後は、そのイベントをきっかけとした、より積極的な交流への期待が膨らむ。

② 観光の視点から見た課題の整理

（ネットワーク形成における課題の整理）市内の各所に誇れる観光資源はあるものの、それぞれの資源が点在しており、資源の有効活用が図られていないこと。

⇒野火止用水の遊歩道に代表される資源間を結ぶ緑道や歩道、柳瀬川・黒目川両河川のサイクリングロードの整備を図るとともに、交通アクセスの向上、ネットワーク間における景観面の配慮等が必要となる。

③ 観光都市にいざづくりに向けた市民会議（部会）からの意見

自然景観活用部会

- ・「雑木林とせせらぎのあるまちづくり」に立脚し、「みどり」や「水辺」などの拠点整備を充実させていき、テーマに沿った景観整備を進める必要がある。

④ 施策

方針2：フィールドミュージアムのまちをつくる。

ア まち全体の良好な景観形成を図ることにより「フィールドミュージアム」全体を魅力的な空間として、まちづくりを進めていく。

イ 施策2：フィールドミュージアムの見どころづくり

- ・良好な景観の形成（景観計画の策定）

市民や来訪者がまちを歩いて楽しめたり、景観を見て安らげるような景観を形成するため、景観計画の策定や文化的景観の保護を推進する。

方針3：「発見のあるまちにいざ」イメージをつくり、伝える。

◇施策1：情報発信機能の強化

- ・案内板の統一

景観面やバリアフリー等にも配慮し、駅や道路から誘導看板や既存看板のサイン計画を策定し、デザイン統一を図る。

(4) 観光都市にいざづくりアクションプラン

① アクションプランの位置付け

ア 観光都市にいざビジョンの実効性を高めるため、実施手法や時期を明確化するために策定した。

イ 期間 平成18年度～平成27年度

② アクションプランにおける景観関連施策

第1節 いきいきと誇りの持てるまちをつくる。

1 市民参加・交流システムの構築

(2) まちの美化活動等への市民参加機会の創出

違反簡易公告物除去制度の確立・推進、にいざまち美化パートナーによる清掃美化活動の実施、公園美化への市民参加、緑地等の保全活動への市民参加、野火止用水クリーンキャンペーンの推進

第2節 フィールドミュージアムのまちをつくる。

2 フィールドミュージアムの見どころづくり

(3) 花のあるまちづくり

地域別フラワーロードの形成、東久留米・志木線フラワーロードのみちづくり、サクラと菜の花の里づくり、フラワーリメイク事業、空閑地・未利用地の花畑化の推進

(4) 良好な景観形成

景観法を活用した良好な景観づくり、野火止用水を中心とした文化的景観保護推進事業、地区計画制度を活用した良好なまちなみの形成、空き地の雑草等除去事業の実施、土埃防止対策の推進、新座駅北口土地区画整理事業、案内看板の統一、植栽歩道の整備

1-4 新座市緑の基本計画

(1) 目的

都市緑地法第4条に基づき策定したもので、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本方針となるものである。

(2) 計画期間

平成18年度(2006)～平成32年度(2020)

(3) 景観の位置付け

第1章 新座市における緑の現況と課題

1-6 緑に関する課題

③ 緑の役割から見た課題

緑が都市において果たす役割を踏まえ、市内の緑の現況を環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の各系統の視点から課題を整理します。

視 点	緑の役割
環 境 保 全	都市における良好な環境の維持に役立つ。
レクリエーション	生活に豊かさを与え、多様なレクリエーション活動に役立つ。
防 災	災害から市民を守る安全な都市をつくる。

視 点	緑の役割
景 観 構 成	新座市らしい景観を形成している要素として魅力ある都市をつくる。

④ 景観構成系統からの課題

視 点	対象となる緑	課 題
歴史的、郷土的景観を構成する緑地 ・本市の象徴的な緑地 ・武蔵野の歴史にはぐくまれた緑地	平林寺境内林／野火止用水／県道新座・和光線（旧川越街道）及び主要地方道さいたま・東村山線（志木街道）沿いの屋敷林・農地・樹林地の短冊型の区割り	これらは、本市の象徴的な景観を形成しており、今後こうした特徴ある緑地等の保全、管理、活用等が望まれます。
地域特性を表す景観を構成する緑地 ・地域を代表する景観	雑木林／斜面林／黒目川／柳瀬川等の河川／河岸段丘／妙音沢緑地／農地	市内各地域に残る雑木林、河川、農地等は、武蔵野の面影を残す代表的な緑地でもあり地域の特性を表す緑地等の保全、管理等が望まれます。
都市景観を構成する緑地 ・都市景観を向上させる緑	公園／街路樹／駅周辺	本市の顔となる駅やその周辺の緑化を始め、街路樹等の整備による緑あふれるまちなみの形成が望まれます。

(4) 総合的な課題

緑の現況や意識調査における市民意向を解析した結果から、今後の課題を整理すると次のとおりとなります。

① 雑木林、農地等の保全、管理及び活用

本市の最も特徴的な緑であり、武蔵野の面影を今に残す雑木林、農地等は、都市化が進むにつれて年々減少していることに加え、雑木林が荒れているのが現状です。都市化による緑の減少は否めず、今後あらゆる方策によって、こうした緑の保全、管理及び活用をしていくことが望まれます。

② ネットワークによる緑の連続性の確保

今後のまちづくりや、生活環境整備に向け、緑が持つ効力を引き出していくためには、市内の緑をつなげていくことが必要です。今後、拠点となる緑や中継地となる緑等の保全及び創出、それらをつなぐ回廊としての街路樹整備など、緑のネットワーク化を進めていくことが望まれます。

③ 緑による一貫性ある景観の保全及び創出

本市では、平林寺境内林、野火止用水、屋敷林に代表される緑と建築物・構造物等により、歴史的景観が形成されていますが、一方で本市を特徴付ける公園や、街路樹等によるまちなみの整備が遅れています。今後は、引き続き歴史的景観を

保全しながら、市のシンボルとなる公園や街路樹の整備によって一貫性のある景観を形成していくことが望まれます。

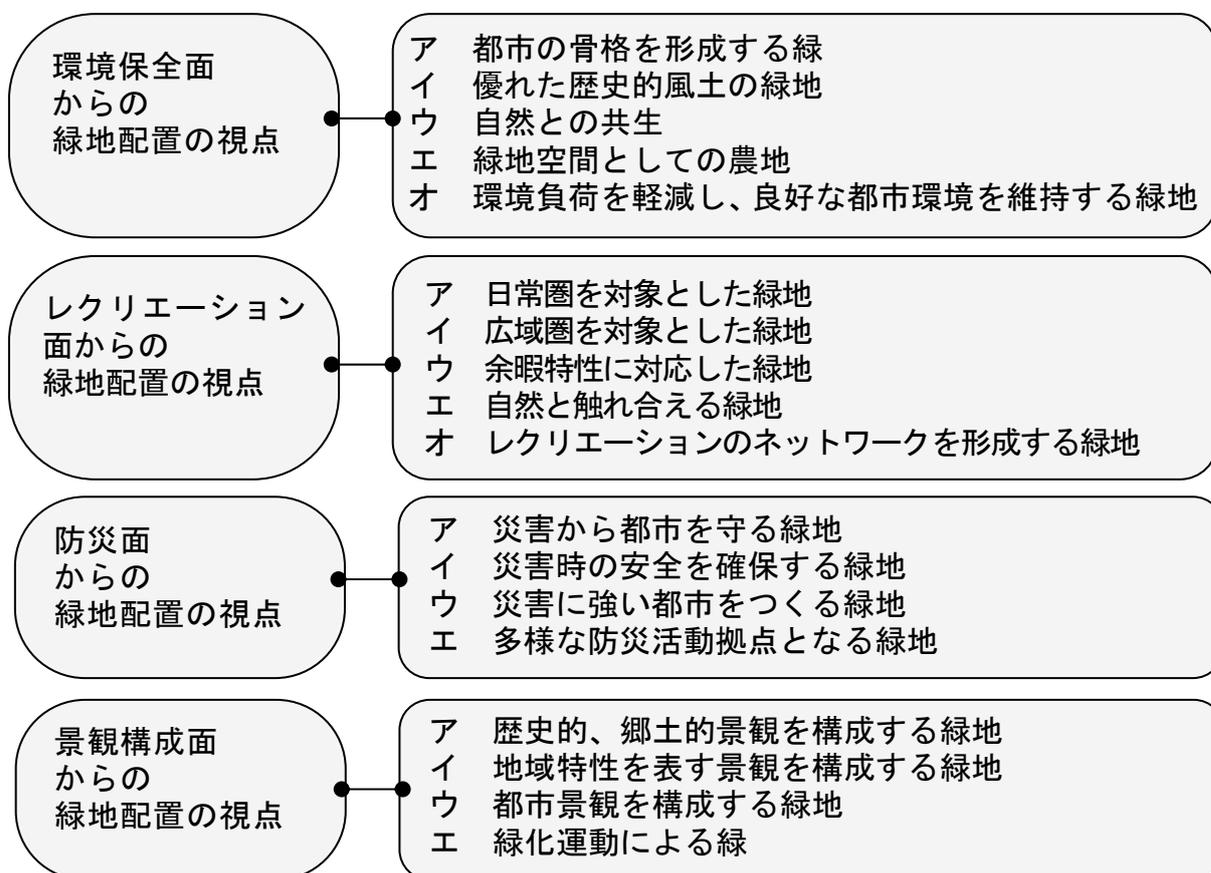
④ 身近な緑の創出

緑は、私たちの暮らしの中で必ずしも生活に溶け込んだ緑、触れ合える緑として身近なものとは限らず、場合によっては、緑があることにより様々な問題が生じることもあります。今後は、現在残されている緑地等の保全を進めていく中で、緑をもっと身近に感じ地域に親しまれるような緑の創出が望まれます。

第3章 緑地の配置方針

3-1 配置方針の考え方

都市の緑地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等の諸機能を有していると考えられています。緑地を系統的に配置することで、これらの機能を効果的に発揮させることが可能です。そのため、①環境保全、②レクリエーション、③防災、④景観構成の4つの系統によって緑地を次のとおり配置していきます。



3-2 各系統による緑地の配置方針

(4) 景観構成系統の配置方針

歴史的、郷土的景観や市街地のランドマーク・シンボルとなるような景観によって特色あるまちづくりを推進していくため、景観構成系統の緑地を次のように配置していきます。

① 歴史的、郷土的景観を構成する緑地

平林寺境内林や野火止用水は、新座市の郷土景観を構成する象徴的な緑地空間を形成しており、今後も適正な保全を図ります。

また、県道新座・和光線（旧川越街道）、主要地方道さいたま・東村山線（志木街道）沿い等の屋敷林・農地・樹林地の短冊型の区割りは、武蔵野の歴史にはぐくまれた緑地であり、これらの保全と景観保持に努めます。

② 景観を構成する緑地

市内に現存する雑木林や一部の農地などは、武蔵野の面影を残す貴重な自然景観を形成しています。また、黒目川、柳瀬川などの河川やその河岸段丘沿いの斜面林、妙音沢緑地などは地域の特徴的な景観を構成しており、こうした地域特性を表す緑地の保全に努めます。

③ 都市景観を形成する緑地

公園、緑道、街路樹などの整備により都市景観の向上を図るとともに、地区計画制度や景観法等の制度を活用し、志木駅、新座駅等のターミナルやその周辺の緑化を推進し、持続性のある緑地の確保に努めます。また、生垣や屋上緑化、壁面緑化などの特殊緑化を検討することにより、緑あふれるまちなみを目指します。

(5) 総合的な緑地の配置方針

環境保全、レクリエーション、防災、景観の4系統別の配置方針を総合的に調整し、緑地の配置及び緑化の計画を次のように行います。

① 骨格的緑地の配置

都市の構造上骨格を形成する緑地として、平林寺境内林や総合運動公園、妙音沢緑地などの拠点となる緑地、野火止用水や黒目川、柳瀬川などの河川、幹線道路の街路樹などの軸となる緑地を位置付けます。

② 緑のネットワークの形成

骨格となる緑地と市街地に残る樹林地や生産緑地などの中継点となるような緑地の保全に努めるとともに、住宅密集地や商業地などの緑化を推進していくことにより、これらを有機的に機能させ、緑のネットワークの形成を図ります。

③ バランスのとれた緑地の配置

緑地の確保が困難な志木駅や新座駅などの商業地や、ターミナル周辺を中心市街地においては、街路樹などの公共施設緑地の整備や生垣などの民間施設の緑化を推進していくとともに、屋上緑化や壁面緑化など特殊緑化の手法を駆使した緑化を検討していきます。

④ 多様な機能を果たす公園の配置

運動公園など広域的な公園整備とともに、誰もが、休憩・レクリエーション・軽運動など、日常生活を送る上で気軽に使える公園を配置します。

⑤ 安全、安心なまちづくりのための緑地の配置

緑地は環境保全、レクリエーション、景観などの日常的な機能だけでなく、災害を未然に防止し、災害時における被害を軽減するなどの機能を持ち合わせています。今後、広域的な緑地から身近な緑地まで、公共施設緑地を整備していくことにより、災害に強い都市構造の形成に努めます。

1-5 新座市環境基本計画

(1) 計画の役割

市の望ましい環境像を明らかにするとともに、環境保全等に関する目標や総合的な施策の体系を定め、環境面から市を誘導する役割を担う。

(2) 計画期間

平成12年度（2000）～平成22年度（2010）

(3) 景観の位置付け

第1章 新座市環境基本計画がめざすもの

第2節 計画の理念・望ましい環境像

3 行動方針

(3) 安全・安心のまちづくり

(4) 美しいまちなみの形成

第2章 環境を保全するための施策

第3節 安全・安心のまちづくり

5 安らぎのあるまちづくりを進めよう

2 市民が主体のまちづくりの推進

(3) 良好な住環境の形成に向けた地区計画制度や建築協定の導入推進

第4節 美しいまちなみの形成

1 美しいまちづくりを進めよう

3 新座らしい景観の保全・活用・創出

(1) 新座市景観計画及び条例の制定、これらに基づく施策の推進

(2) 県の景観条例に基づく景観配慮型施設整備の指導

(3) 景観に配慮した公共施設整備の推進

(4) 幹線道路における電線地中化及び電柱の宅地内への設置促進

(5) 新座らしい景観の選定及びPR

(6) 景観に配慮した河川整備の推進

(7) 野火止用水緑道等の整備

1-6 埼玉県景観アクションプラン

(1) 目的

埼玉県全域の景観形成の基本方針と県の景観施策の具体的な行動計画を定め、その推進により個性と魅力ある県土の実現を図る。

① 県全域の景観づくりビジョンを策定

② 景観施策の体系化と広域景観形成支援

③ 景観法の施行に伴う制度の活用方針を策定

(2) 計画期間

平成18年度～（今後の社会経済情勢の変化に応じ、必要な見直しを行う。）

(3) 構成

① 景観づくりビジョン（基本目標、景観特性、基本方針、景観形成における役割等）

② 行動計画（施策の体系、広域景観形成支援プロジェクト、制度づくり＝景観計画の策定方針など、行動スケジュール）

- (4) 景観形成の理念（景観法第2条の要約）と将来展望（住みたい埼玉、訪れたい埼玉、誇りに感じる埼玉）
- (5) 景観形成の基本目標…田園と都市が織り成す美しい景観
- (6) 埼玉県景観特性
 - ① 地形／秩父山地と秩父盆地、丘陵地と台地、広がりのある低地、低地に囲まれた島状の台地⇒新座市は「丘陵地と台地」、「低地」
 - ② 景観軸／街道筋の景観軸（都市軸）、水辺の景観軸、緑の景観軸⇒新座市は緑の景観軸（武蔵野景観軸）＋街道筋の景観軸（旧川越児玉往環景観軸）
- (7) 景観形成の基本方針
 - ① 地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり
 - ② 歴史と伝統が語られる景観づくり
 - ③ 身近な生活環境を良くする景観づくり
 - ④ 県民が主体となった景観づくり
 - ⑤ 地域間の交流を進める景観づくり
- (8) 行動計画
 - ① 景観に関わる施策の体系
 - ② 広域景観形成支援プロジェクト
 - ア 歴史のみち・まち景観形成プロジェクト⇒新座市は旧川越往環／大和田宿
 - イ 誇れる住まい景観形成プロジェクト
 - ウ いきいき産業景観形成プロジェクト
 - エ 水と緑のつながり景観形成プロジェクト⇒新座市は武蔵野景観（武蔵野の面影を残す雑木林など）、平林寺緑地景観、野火止用水と緑道、新座緑道、富士山への眺望（関東の富士見100景）
 - オ 四季の彩り景観形成プロジェクト
 - ③ 制度づくり
 - ア 景観法の施行に伴う埼玉県景観条例の改正方針
 - イ 景観計画の策定方針
 - ・原則として、全県を景観計画区域としてする方向で検討する。
 - ・届出対象区域…大規模基準適用ゾーン（高さ15m超又は建築面積1,000㎡超の建築物、高さ15m超の工作物）

2 新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会設置要綱

(平成18年6月22日市長決裁)

(設置)

第1条 本市における景観づくりの考え方を明らかにするとともに、その実現に向けて市民・事業者と市の協働による景観づくり活動の指針となる「新座市景観づくりビジョン」(以下「景観づくりビジョン」という。)を策定するに当たり、庁内の関係部局等の職員により必要な事項を検討するため、新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 景観づくりビジョンの基本方針に関すること。
- (2) 景観づくりビジョンの案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観づくりビジョンの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 都市計画部長
- (2) 都市計画部次長
- (3) 別表に掲げる所属の職員であって、市長が任命するもの

2 委員長は、都市計画部長とし、副委員長は、都市計画部次長とする。

3 委員長は、委員会を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係職員等を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市計画部まちづくり計画課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁のあった日から実施する。

2 この要綱は、景観づくりビジョンの策定の日によりその効力を失う。

別表（第3条関係）

役職名	所 属 名
委 員	企画課
委 員	自治振興課
委 員	観光都市づくり推進室
委 員	管財契約課
委 員	環境対策課
委 員	市民安全課
委 員	経済振興課
委 員	生活福祉課
委 員	みどりと公園課
委 員	開発指導課
委 員	建築指導課
委 員	道路整備課
委 員	生涯学習課

3 新座市景観づくりビジョン庁内策定委員会委員名簿

役職名	職 名	氏 名
委 員 長	都市計画部長	小島 修一
副委員長	都市計画部次長（任期：H18.6.22～H18.9.30） 都市計画部次長（任期：H18.10.1～ ）	柳原 聡 谷 充博
委 員	企画課主席主査（任期：H18.6.22～H18.9.30） 企画課主任（任期：H18.10.1～ ）	一ノ関 知子 山口 聡
委 員	自治振興課主事	北川 奈央子
委 員	観光都市づくり推進室室長補佐	増子 義久
委 員	管財契約課管財係技師	石田 一成
委 員	環境対策課主任	飯塚 剛彦
委 員	市民安全課消防防災係主任	金山 千恵
委 員	経済振興課商工労政係係長（任期：H18.6.22～H18.9.30） 経済振興課商工労政係係長（任期：H18.10.1～ ）	佐藤 寛之 鈴木 義弘
委 員	生活福祉課地域福祉係主任	桧垣 百江
委 員	みどりと公園課みどりの係主任	服部 大輔
委 員	開発指導課主席主査	石井 藤治
委 員	建築指導課主査	内田 充一
委 員	道路整備課道路整備係主査	松本 悟
委 員	生涯学習課主事（任期：H18.6.22～H18.9.30） 生涯学習課主任（任期：H18.10.1～ ）	田中 弓子 高荒 裕子

4 新座市景観づくりビジョン策定委員会設置要綱

(平成19年3月29日市長決裁)

(設置)

第1条 本市における景観づくりの考え方を明らかにするとともに、その実現に向けて市民及び事業者と市の協働による景観づくり活動の指針となる「新座市景観づくりビジョン（仮称）」（以下「景観づくりビジョン」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討するため、新座市景観づくりビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 景観づくりビジョンの検討に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

2 前項の委員のうち、公募により選出する委員は5人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、景観づくりビジョンを策定するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを委員会の会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画部まちづくり計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から実施する。

附 則（平成19年4月24日市長決裁）

この要綱は、平成19年5月10日から実施する。

5 新座市景観づくりビジョン策定委員会名簿

	選出区分	氏名	役職・選出団体等
委員長	学識経験者	梶島 邦江	埼玉大学教養学部教授（都市計画）
副委員長	学識経験者	赤坂 信	千葉大学園芸学部教授（景観）
委員	関係団体等	井口 輝雄	新座市農業委員会推薦
委員	関係団体等	松本 敏裕	新座市商工会推薦
委員	関係団体等	増田 長蔵	あたご三丁目町会会長 （新座市町内会連合会副会長）
委員	関係団体等	松浦 達吉	東京電力(株)志木支社副支社長
委員	市民	棚橋 利行	景観形成ワークショップメンバー
委員	市民	松永 守由	観光都市づくり推進市民会議委員
委員	市民	長谷川 栄	野火止用水文化的景観保存計画策定委員会委員
委員	市民	長谷川 博正	公募
委員	市民	小路 清人	公募
委員	市民	田村 雅紀	公募
委員	市民	佐藤 茂樹	公募
委員	市民	早津 正司	公募

6 新座市景観づくりビジョンの策定の経過（概要）

年月日等	内 容
平成 14 年度	景観形成に関する基礎的調査の実施
平成 15～16 年度	景観形成ワークショップ （本ビジョンの策定や方策検討のための基礎的資料の作成）
平成 17 年度	本ビジョン（素案）作成に着手
平成 18 年 6 月 22 日	新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会の設置 委員の任命
平成 18 年 7 月 27 日	第 1 回新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会
平成 18 年 8 月 30 日	第 2 回新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会
平成 18 年 10 月 26 日	第 3 回新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会
平成 18 年 11 月 27 日	第 4 回新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会
平成 18 年 12 月 19 日	第 5 回新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会
平成 19 年 3 月 20 日	新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会による素案がまとまる
平成 19 年 3 月 29 日	新座市景観づくりビジョン策定委員会の設置 委員の任命
平成 19 年 5 月 23 日	第 1 回新座市景観づくりビジョン策定委員会
平成 19 年 6 月 28 日	第 2 回新座市景観づくりビジョン策定委員会
平成 19 年 7 月 31 日	第 3 回新座市景観づくりビジョン策定委員会
平成 19 年 10 月 24 日	第 4 回新座市景観づくりビジョン策定委員会
平成 19 年 12 月 3 日	新座市議会各議員に意見照会（12/3～12/25）
平成 20 年 1 月 4 日	新座市パブリック・コメント手続条例に基づく意見の募集 （1/4～1/31）
平成 20 年 2 月 15 日	第 5 回新座市景観づくりビジョン策定委員会 新座市景観づくりビジョン策定委員会による最終案がまとまる
平成 20 年 3 月 18 日	新座市景観づくりビジョンの庁議決定
平成 20 年 3 月 21 日	新座市景観づくりビジョンの策定（市長決裁）

あ

違反簡易広告物	法律に違反して設置されたはり紙、はり札、立看板など
NPO	法人格を持った民間非営利団体のことで、自発的に公益的な活動を行う。
屋外広告物条例	屋外広告物について、美観風致の維持と公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物法に基づき、必要な基準を定めた都道府県等の条例
屋上緑化	建築物の屋上部分に植栽を施すこと。
オープンカフェ	街路に面した壁や屋根を取り払い、日差しや風を取り込むように設計された開放的な喫茶店やレストラン
オープンスペース	建物の無い一定の広がりのある場所

か

街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的として、1か所あたり2,500㎡を標準として設置する公園
河岸段丘	河川の中・下流域の流路に沿って発達する階段状の地形
緩衝緑地帯	一般的に、工場、コンビナート地帯や道路などから周辺の市街地への公害や災害を防止するために設置される緑地帯
建築協定	住宅地や商店街などの環境や利便性を維持増進するため建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備等について協定として定めるもの
公開空地	建築物の敷地内の空地または開放空間で、特に市街地環境の改善や都市の防災性・安全性などの向上を目的として、一般公衆が利用できる空地として日常一般に歩行者空間などとして開放されているもの
交通結節点	自動車から徒歩やそのほかの交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、駅前広場のように交通導線が集中的に結接する箇所

さ

サイン計画	目的地に安全かつ円滑に移動できるように、その情報伝達
-------	----------------------------

手段となる標識や案内板などの「サイン」を体系的に整備するため、配置計画やそのデザインの統一化を図るために定める計画

市街化区域・市街化調整区域	市街化区域及び市街化調整区域の区分は、無秩序な市街化を防止し、健全で計画的な市街化を図るために、都市計画法の中で創設された制度。市街化区域は既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域で、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域
市指定保存樹木	緑地の保全を図るため、保存樹木などとして市が指定する制度
住区基幹公園	主として、周辺に居住する住民の利用に供することを目的とした公園で、街区公園、近隣公園、地区公園の3種類がある。
修景	建築物や公共施設の形態、意匠、色彩を周囲のまちなみに調和させることをいう。
スカイライン	空を背景とした山や建物などの輪郭線
ストリートファニチャー	道路などに設置された電話ボックス、ベンチ、案内板など

た

地区計画制度	地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりの手段として創設された都市計画の制度で、地区という小さな単位で「建物の高さ」や「建物用途の制限」、「敷地面積の最低限度」といった建物を建築する際のルールを詳細に定めることができ、地区の住環境の保全やその地区にふさわしいまちづくりの積極的な誘導を図ることができる。新座市では9地区（343ha）が指定されている。
地産地消	「地元生産—地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味
中核市	政令で指定する人口30万人以上の面積100km ² 以上の都市（人口50万人以上の都市には面積の条件はない）で、県内では川越市が中核市に指定されている。
土埃防止対策	冬場の休閒農地から発生する土埃を防止するため、土壌改良効果のある緑肥作物の作付けを推進するもの。観光都市にいざづくりアクションプランの施策の1つでもある。

電線共同溝	光ファイバー、電力線などをまとめて収容するために道路の地下に設ける構造物
伝統的建造物群保存地区	周辺環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものについて、その地区全体を文化財保護法に基づき指定するもの
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園
都市緑地	都市公園法に基づく都市公園の一種で、都市の自然的環境の保全・改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地

は

発見の径（こみち）	市全体を丸ごと“屋根のない博物館”（フィールドミュージアム）として捉え、歩いて楽しい、発見にあふれた道（発見の径）として、そのネットワークづくりを展開するもので、観光都市にいざビジョンの施策の一つ
ファサード	建物の正面、外観
フラワーリメイク事業	公共施設の空間を活用し、季節折々の草花を年間ローテーションにより植栽する事業で、「新座市緑の基本計画」及び「観光都市にいざづくりアクションプラン」の施策の一つ
壁面緑化	建築物の壁面部分に植栽を施すこと。

ま

みどりの保全協定緑地	市内の雑木林を所有者とみどりの保全協定を締結し、身近に緑に親しめるように「市民憩いの森」として市民に開放しているもの
みどりのまちづくり基金	公有地化を図ることにより緑地を保全するために設置された基金
妙音沢特別緑地保全地区	特別緑地保全地区は、都市計画区域内の緑地で、防災上の緩衝地帯となるようなもの、社寺仏閣などと一体的なもの、風致や景観、動植物の生息地となるようなもの等について、都市緑地法に基づき指定するもので、新座市では、妙音沢特別緑地保全地区（約3.3ha）がある。木竹の伐採や宅地の造成等により土地区画形質を変更するときは、市長の許可が必要となる。

や

- 屋敷林 北風や日差しから居住環境を守るため、屋敷の周囲に植えられている林
- ユニバーサルデザイン 障がい者や高齢者、健常者の区別なしにすべての人が使いやすいように、製品・建物・環境などをデザインすること。

ら

- ランドマーク その土地の象徴となっているような建造物など
- 歴史的風土特別保存地区 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法により、古都の歴史的風土を保存するために指定される区域で、さらに重要な地域は都市計画で「歴史的風土特別保存地区」に指定することができる。
- レジャー農園 市民の土に親しむ機会を提供し、広く農業を理解していただくことを目的に、農業振興協議会が設置し、管理している市民農園

わ

- ワークショップ 参加者が自由に意見交換しながら、創造行為や合意形成を図っていくよう工夫された市民参加型会議の一つ

新座市景観づくりビジョン

策 定：平成20年3月

発 行：新座市

編 集：新座市都市計画部まちづくり計画課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

TEL 048-477-1111（代表）



新座市